

みんなでかえる!

くらし まち きもち

～目指せ 低炭素なまち ちょうふ～



平成22年3月
調布市

はじめに

地球温暖化対策は、全世界共通の課題であり、マスメディアを通じて報道されない日がないほど、あらゆる場面でその問題が指摘されております。

身近な問題では、近年の平均気温の上昇による真夏日の増加や、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨の頻発が問題となり、その被害の大きさは社会生活でも深刻な影響をあたえております。

近年、市内でも、豪雨により多摩川で危険水位を超えたことや、入間川の氾濫等、これまで考えられなかったことが発生するようになりました。これらについては、日々の備えとともに、災害を未然に防ぐためのまちづくりが必要なことはいうまでもありませんが、同時に事態を招いている要因でもあるCO₂に代表される温室効果ガスを減らすための、地球温暖化防止対策を進めていかなければなりません。

この地球規模の環境問題へ対応するため「京都議定書」の中で日本は、平成20(2008)年から平成24(2012)年までの5年間に、温室効果ガスを基準年に比べ6%削減する約束をしています。また、平成21年9月の国連気候変動首脳会合では、日本の温室効果ガス排出量を「2020年までに1990年比で25%削減する」ことを表明し、平成22年1月からは「チームマイナス6%」にかわる新たな地球温暖化防止の国民運動「チャレンジ25キャンペーン」を展開する等、国をあげた取組の強化を図っているところです。

また、地方公共団体等の責務を定める、地球温暖化対策の推進に関する法律では、京都議定書目標達成計画に即して、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市については、本計画の策定を義務づけおります。

本市では、これまでも、事務事業全般に環境配慮を行うという環境方針のもと、ISO14001環境マネジメントシステムに取り組み、市役所本庁舎・文化会館たづくりで冷暖房等の高効率化のためのESCO事業を実施し、1年間に味の素スタジアム約6.5個分の面積と同じ森林の緑が吸収するCO₂を削減する等、事業所として、また基礎自治体としての取組を行ってまいりました。

こうしたことから、法律の義務としてではなく、これまでと同様に、環境に重点を置いた市政を継続することが、将来世代の環境を守るために必要であると考え、地区協議会のご推薦による市民の方、日常生活に欠かせない事業を営んでおられる事業者の方々、また、高い識見を有する学識の方、そして街づくりを担う行政職員による、「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会」を設置し、調布市として、今後実行すべき地球温暖化対策について具体的なご検討をお願いしたところです。

本計画の基本方針である「みんなでかえる! くらし まち きもち ~目指せ低炭素なまち ちょうふ~」にありますように、調布市が一体となり、みんなで行動を起していけば、地球環境・調布の環境を守り育て、豊かな恵まれた環境を将来世代に引き継いでいくことができると信じております。

最後に、この計画の策定に多大なご尽力をいただきました調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会委員の皆様と、パブリック・コメントに貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

調布市長 長友 貴樹

「みんなでかえる！くらし・まち・きもち」

～調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定によせて～

まだ暑さが残る9月に私たち計画策定委員は、調布市の豊かな自然を愛し暮らす人、働く人、学ぶ人、憩いを求め訪れる人など、調布市に関わる全ての人に、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減行動を起こしていただくための計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するために集まり、春の花のたよりが届くこの3月に最終案をまとめることができました。

構成メンバーは、地域の代表、事業者の代表、そしてエネルギーを供給する立場や学問的な立場、市民サービスの事業を行う市役所の関係部署からなど、様々なメンバーでの船出でありました。

委員会当初には、ゲリラ豪雨や、猛暑を体感し、また、テレビや新聞などで地球温暖化に関する事柄が頻繁に報道されるようになるなど、地球温暖化、温室効果ガス、京都議定書、という言葉など耳慣れてきたとはいえ、何が心配ごとで、行動したら何がかわるのだろうか、人類が環境の変化にこれまで対応してきたように、科学技術が進めばそれで解決できるのではないかと、50年、100年後の地球について思いを致す実感の無さや、地球温暖化に対する知識・認識・関心度、世代・職種の違いなどから、各委員の中で本計画策定へ寄せる思いにそれぞれ違いがあったと思います。

しかしながら、想いを一つにしたのは、誇るべき緑と水に恵まれた「わがまち調布」をそのまま次世代へ、未来へつないでいくために、今、私たちに何ができ、するべきなのか、地球が救えなければ、わがまち調布も引き継げないのだということでした。

くらしを見直し、一人がみんなを変える、地域で変わる、まちを変えていく、地球温暖化との関わりを認識し、きもちを変えることが、私たちの想いを実現させる第一歩であるとの気持ちを込めて、本計画の基本方針を「みんなでかえる！くらし まち きもち ～目指せ 低炭素なまち ちょうふ～」としました。

委員会では、地球温暖化のメカニズムとその影響、調布市の現況（自然的・社会的特性、市民・事業者アンケート結果の整理）、市内の温室効果ガスの現況・将来推計（予測）のほか、中岡委員長による地球温暖化講演会の開催や、調布市のCO₂排出量の特徴として、約65%が学校、病院、市役所、家庭など、私たちの暮らしの中から、また、そのうち半分以上は各家庭から排出している実態について話し合うことで、委員のみならず多くの市民の方々とともに、地球温暖化問題についての知識を深めてきました。

また、2回にわたるグループワークでは、地球温暖化防止対策として「個人でできること」「市ぐるみでできること」について意見を出し合い、数多く出された取組の中から「調布市における実現可能性」を検討した結果、「6つの具体的な施策」により、現在、日本が国際的に表明している目標にあわせた、削減目標を設定することとしました。

全5回を通して、「地球温暖化防止のために、調布市で何ができるか」という視点から、熱く真剣に議論を交わし、様々な課題に頭を悩ませながら、計画策定作業を進めてきましたが、削減目標の6割しか具体化できなかったことや、現状では全市のCO₂排出量の数値結果が2年後となることによる点検・評価の手法など、議論をしつ

くしてもなお、足りないのではないかとの思いが募ります。

地球温暖化防止対策については、本計画の「6つの具体的な施策」のほか、今後も、社会の動向の変化、技術革新による新たな施策や、市民からのご意見・ご提案による取組を加えながら、市民、事業者、市等の様々な主体が自主的、積極的に行動することが必要であり、また、そのことにより、始めて削減目標の不足分が達成されると感じております。

本計画により、多くの市民、事業者の皆様が、地球温暖化問題への関心と理解を深めていただき、調布市がひとつになることで「みんなでかえる！ 暮らし まち きもち ~目指せ 低炭素なまち ちょうふ~」の実現をともに目指していきましょう。

平成22年3月

調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会委員一同

調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目次

第1章	計画策定の背景	
1	地球温暖化のメカニズムとその影響	1
2	地球温暖化防止の取組	2
第2章	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の意義	4
2	計画の位置づけ	4
3	対象範囲・各主体の役割	5
4	計画の期間	6
第3章	調布市の温室効果ガス排出量の現状	
1	温室効果ガス排出量の考え方	7
2	温室効果ガス排出量の現状	8
第4章	調布市の温室効果ガス排出量の将来推計（予測）	
1	温室効果ガス排出量将来推計（予測）の考え方	13
2	温室効果ガス排出量将来推計（予測）の結果	14
第5章	排出量削減目標	
1	削減目標・目標設定の考え方	16
第6章	削減に向けた施策	
1	施策の考え方	18
2	具体的な施策	22
3	具体的な施策のまとめ	34
第7章	進行管理	
1	推進体制	36
2	推進・管理方法	36
3	情報公開	38
< 参考資料 >		
1	計画策定の経緯	39
2	市の自然的特性	45
3	市の社会的特性	47
4	市民・事業者アンケート結果の整理	55
5	具体的な施策のCO ₂ 削減量の試算根拠	67
6	用語集	70

第1章 計画策定の背景

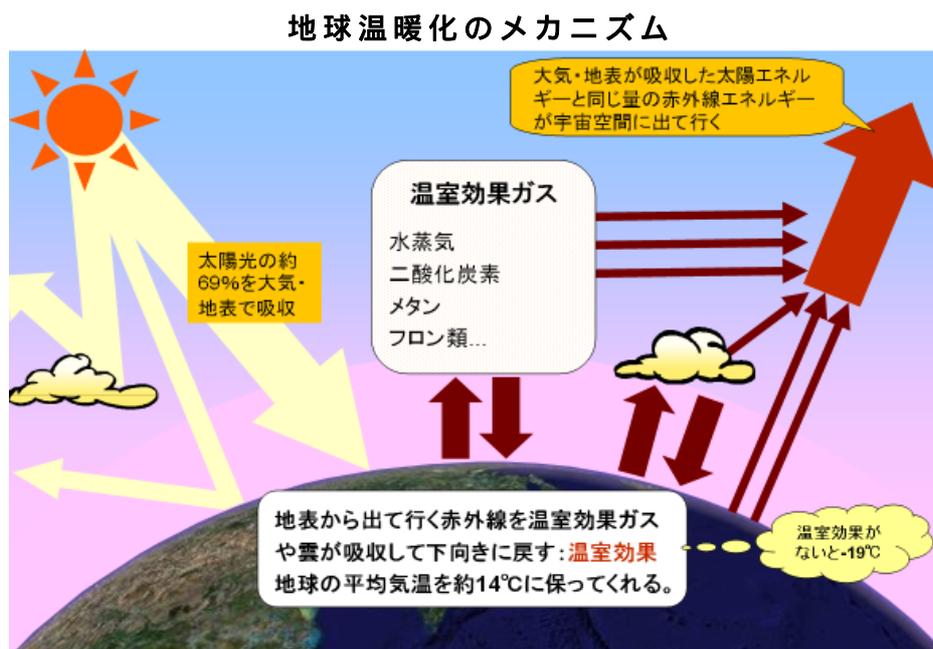
1 地球温暖化のメカニズムとその影響

地球の気温は、太陽から受ける光エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す放射熱（主として赤外線）のバランスが保たれることにより、14℃前後に保たれています。

二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスは、宇宙へ放出される熱の一部を吸収して再び地表面へ反射し、大気を常に温める機能を有しており、温室効果ガスが存在しないと仮定した場合、地球の気温は、-19℃程度まで下がるといわれています。

しかし、近代社会においては、利便性の追求や経済発展等を志向し、石油や石炭等の化石燃料を大量に消費することで、大気中への温室効果ガスの排出量が増加しています。

その結果、地球の気温は上昇し続けています。これが「地球温暖化」といわれる現象です。



資料：気象庁

2 地球温暖化防止の取組

(1) 京都議定書

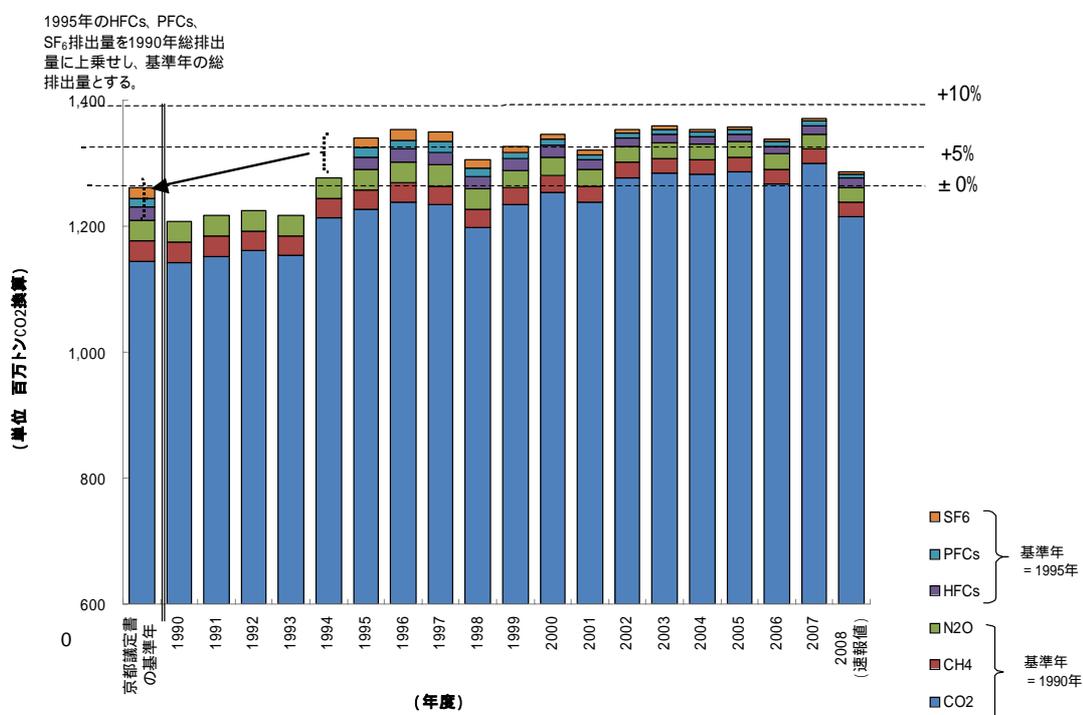
地球温暖化問題は、平成4（1992）年5月の国連環境開発会議において、『気候変動に関する国際連合枠組条約』が採択されたことにより、世界各国が協力して温暖化防止のための具体的な取組を行うことで合意しました。

平成9（1997）年12月には、京都で開催された第3回締約国会議において、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの5年間に、先進国等に対し温室効果ガス排出量を削減することを義務付けた国際的な約束である『京都議定書』が採択されました。

(2) 日本の温室効果ガス総排出量

平成19（2007）年度の日本の温室効果ガス総排出量は、13億7,400万t-CO₂であり、『京都議定書』の基準年である平成2（1990）年の総排出量12億6,100万t-CO₂を約9.0%（1億1,300万t-CO₂）上回っています。前年と比較すると約2.4%（3,100万t-CO₂）増加しています。

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2008年度速報値）



資料：温室効果ガスインベントリオフィス

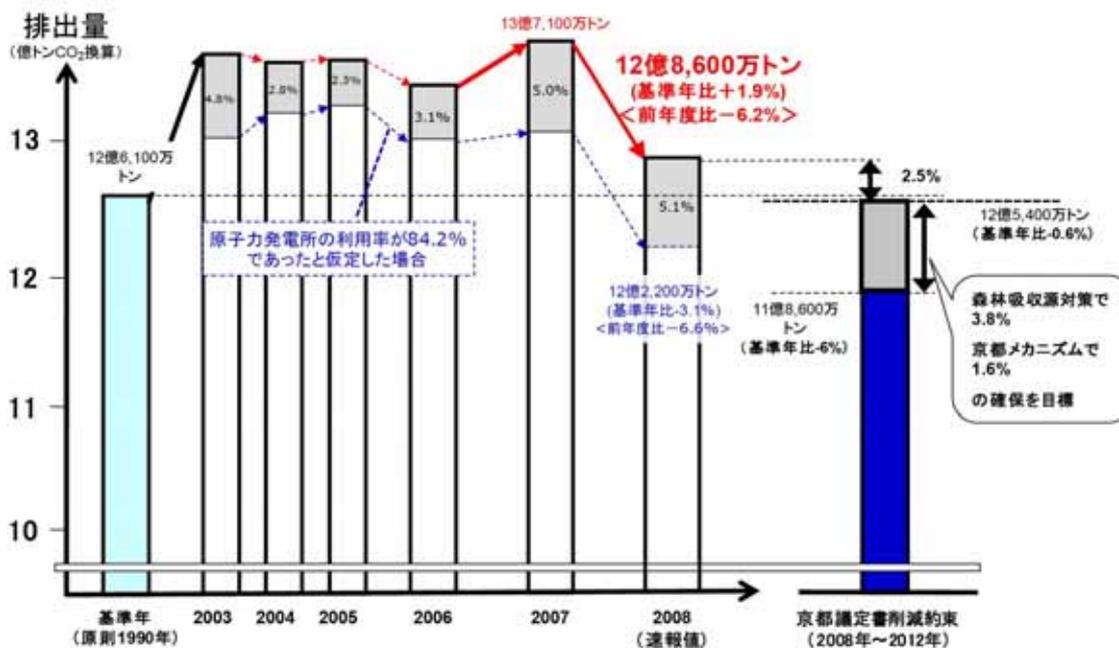
(3) 地球温暖化対策推進法と京都議定書目標達成計画について

日本は、『京都議定書』を踏まえ『地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）』を制定し、地球温暖化防止のための取組を進めています。

また、平成17（2005）年には、『京都議定書』の削減目標である平成2（1990）年比-6%を達成するために、『京都議定書目標達成計画』が定められました。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減が進まないことから、平成20（2008）年には更なる対策・施策を追加した、改定計画が公表されました。

『京都議定書目標達成計画』は、平成22（2010）年度の温室効果ガス排出量の見通しとして、各主体が計画に示された対策・施策に取組み、加えて、森林吸収源と京都メカニズムを合わせて、『京都議定書』の削減目標の達成を目指しています。

平成20～24(2008～2012)年度の温室効果ガス排出量の見通し



資料：環境省

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の意義

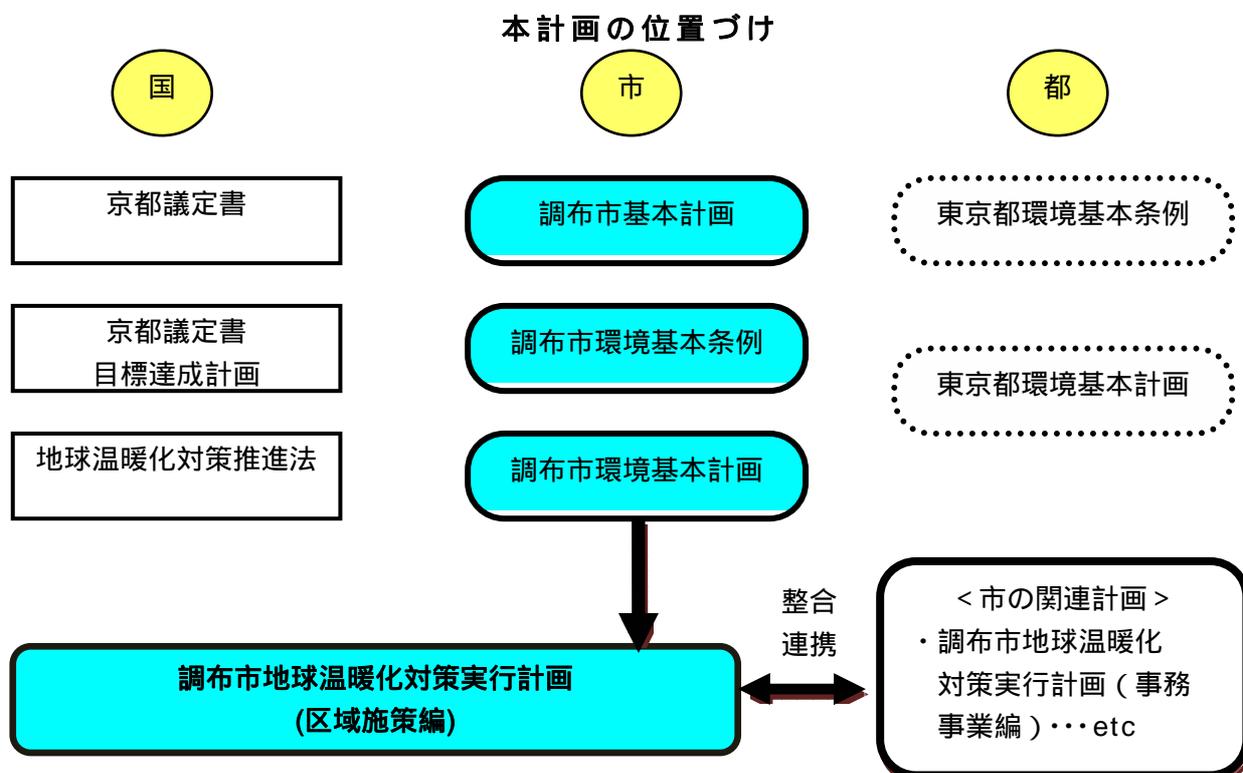
調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「本計画」といいます。)は、市の現状と地域特性を踏まえ、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組を、総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的としています。

2 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第20条の3では、特例市以上の規模となる地方公共団体に対して「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の抑制等を行うための施策に関する事項」を実行計画で定めることとされています。

市には、この規定は適用されませんが、深刻化する地球温暖化対策に市域全体で取り組み、温室効果ガス排出量の一層の削減を目指すため、本計画を策定します。

また、『調布市環境基本計画』の基本方針である「人と自然の共生を目指すまち＝調布」に掲げている「地球温暖化分野」の施策や取組を担う計画でもあります。

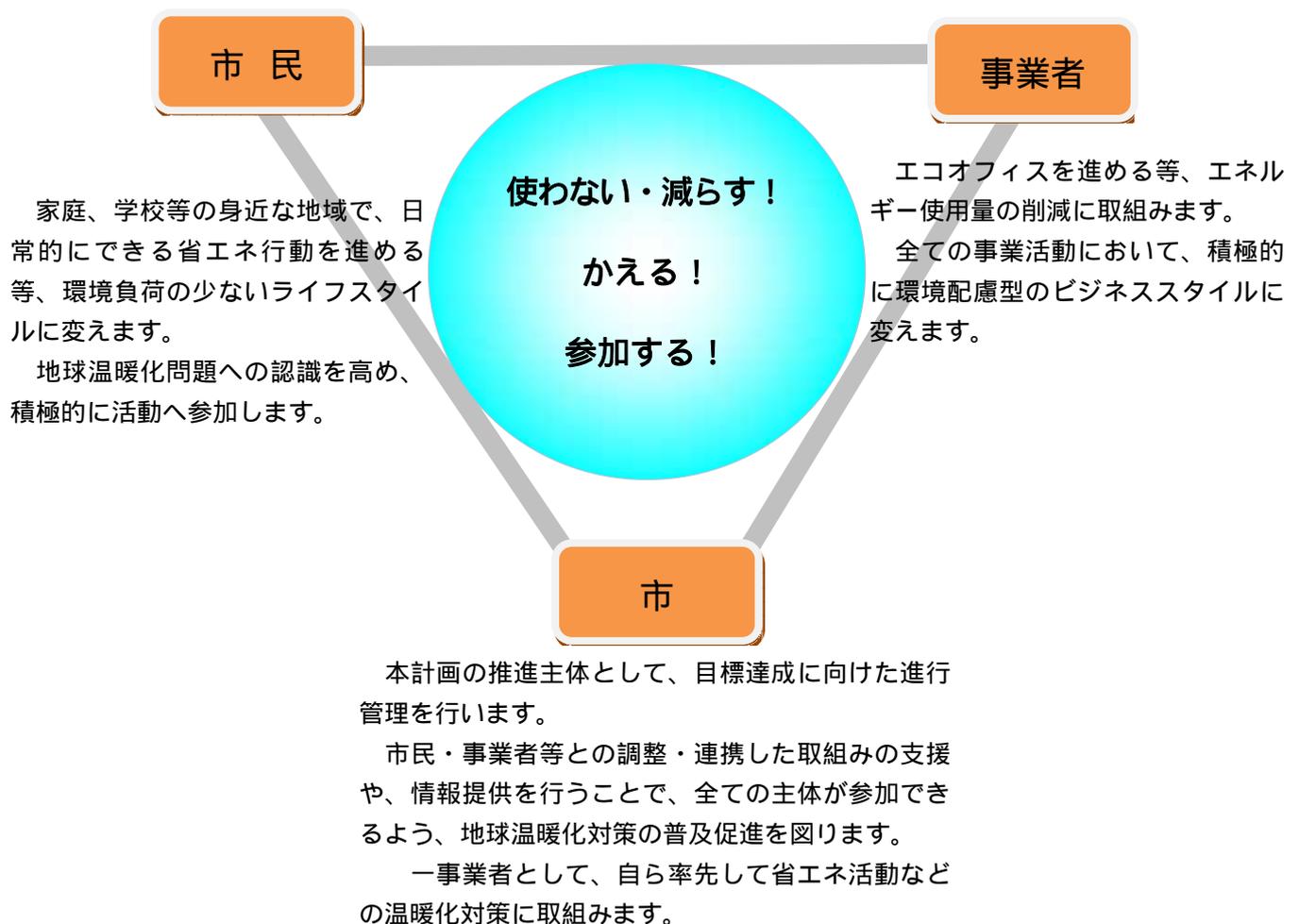


3 対象範囲・各主体の役割

本計画は、地球温暖化防止の推進を目的としており、市民・事業者・市等のあらゆる主体の取組が必要となることから、市域全体を対象とします。

各主体がそれぞれの立場から、連携した取組や、普及促進へ向けた協力により、第6章で掲げる本計画の3つの柱「使わない!減らす! かえる! 参加する!」を通じて、「低炭素なまち ちょうふ」を目指すこととします。

みんなでかえる! くらし まち きもち ~ 目指せ 低炭素なまち ちょうふ ~

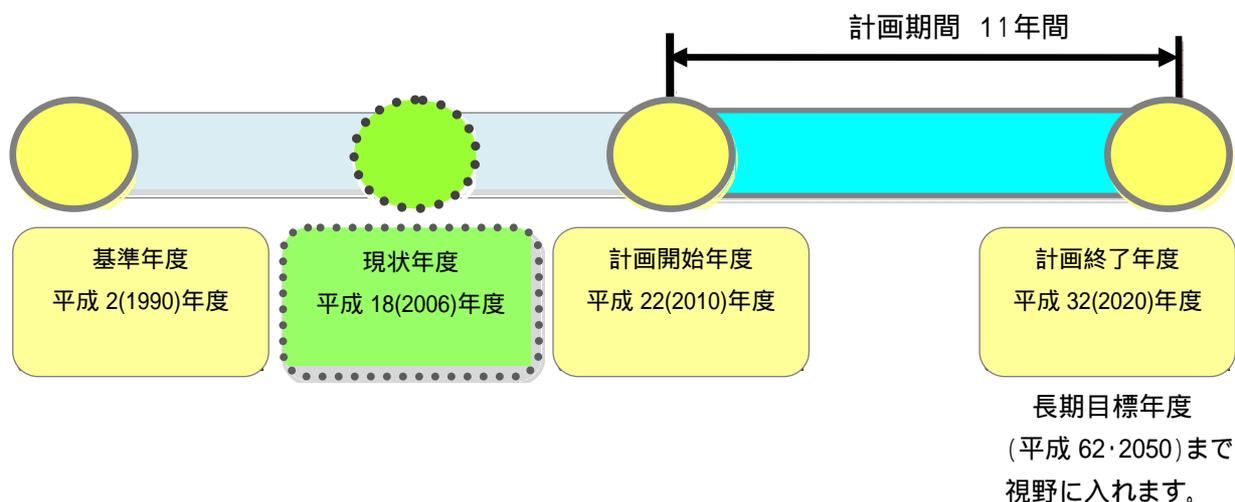


本計画における「市民」、「事業者」の定義は、調布市市民参加プログラム(平成16年11月)を参考に以下のとおりとします。「市民」は市内に住所を有する者、市内に勤務する者及び市内の学校に通学する者を、「事業者」は市内に事務所または事業所を有する団体とします。

また、「市」は行政機関である調布市、「等」については、地区協議会、環境保全団体、NPO等の地域における多様な主体を示すこととします。ただし、対象とする施策等によっては、その施策に興味や関心のある人を含む等、広く解釈する場合があります。

4 計画の期間

平成 22 (2010) 年度 ~ 平成 32 (2020) 年度の 11 年間とします。



本計画の期間は、平成 22(2010)年度から平成 32 (2020)年度までの 11 年間とします。

ただし、地球温暖化問題には長期的な視点が必要となること、また、『地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定マニュアル第1版(平成 21 年 6 月環境省)(以下「環境省マニュアル」といいます。)]において「長期目標として平成 62 (2050)年度を踏まえ策定することが望ましい」とあるため、長期目標年度まで視野に入れて、計画を策定することとします。

第3章 調布市の温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス排出量の考え方

(1) 算定方法

「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版」を使用
(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり・東京温暖化防止プロジェクト」)

温室効果ガス排出量は、『環境省マニュアル』に準じて推計する方法が一般的です。しかし、『環境省マニュアル』においては、「可能な範囲でより実態を反映させる形で現況推計を行うことが望まれます。」とされています。

平成 20 年度には、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり・東京温暖化防止プロジェクト」により、『温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版』が作成されました。この算定方法では、全国平均ではなく、業務集積、気候要因等の地域特性を加味した東京都の原単位を使用することができる等、より実態に近い温室効果ガス排出量を算定することが可能になると考えられます。

このことから、本計画における温室効果ガスの算定方法については、『温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版』を採用することとします。

(2) 算定対象となる温室効果ガス

算定で対象となる温室効果ガスは、『京都議定書』及び『地球温暖化対策推進法』で定められた、以下の 6 種類とします。

対象となる温室効果ガス

温室効果ガス	主な排出源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼・工場のプロセス等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s)	スプレー・エアコンや冷蔵庫などの冷媒・化学物質の製造プロセス、建築の断熱材等
パーフルオロカーボン類 (PFC _s)	半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体等

2 温室効果ガス排出量の現状

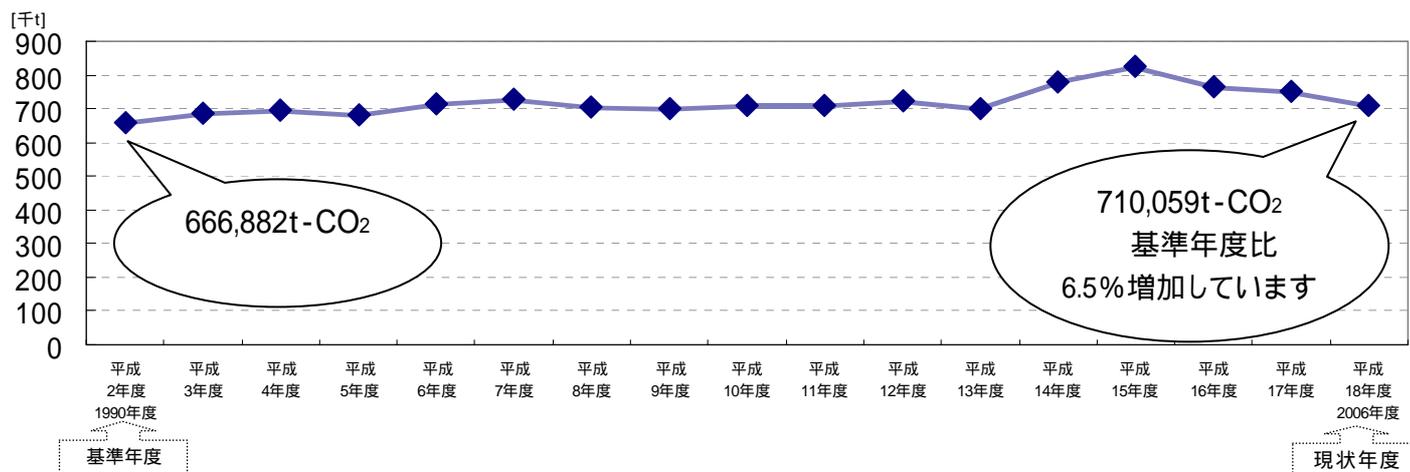
(1) 温室効果ガス排出量のこれまでの経緯

温室効果ガスは、約6.5%増加しています。
 全体の約98%を二酸化炭素(CO₂)が占めています。

基準年度(平成2・1990)から現状年度(平成18・2006)までの温室効果ガス排出量の推移をみると、平成13(2001)年度までは緩やかな増加でしたが、平成14(2002)年度、平成15(2003)年度は大幅に増加しています。

その後の平成16(2004)年度以降は、減少傾向を示しています。
 現状年度(平成18・2006)の排出量は710,059t-CO₂で、基準年度(平成2・1990)に比べて43,177 t-CO₂、6.5%増加しています。

温室効果ガス排出量の推移
 基準年度(平成2・1990)～現状年度(平成18・2006)

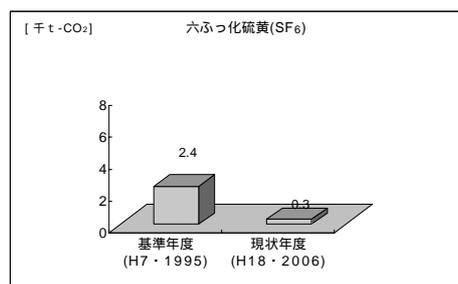
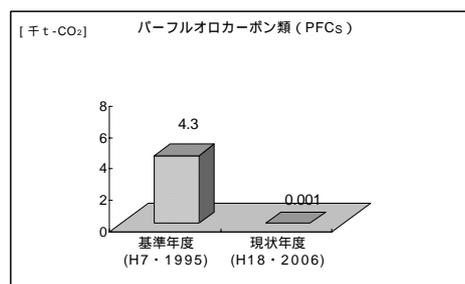
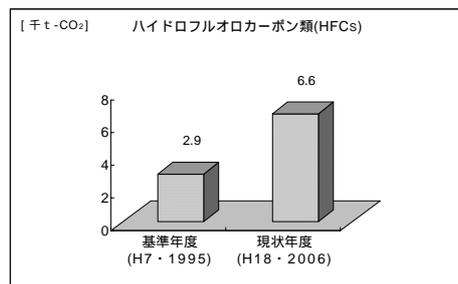
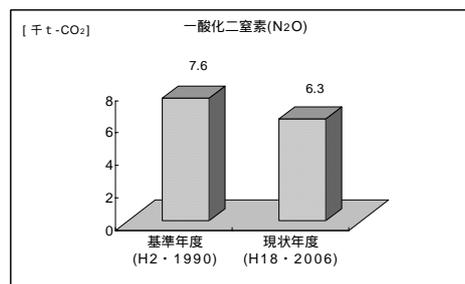
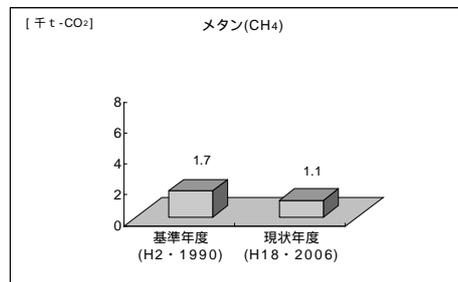
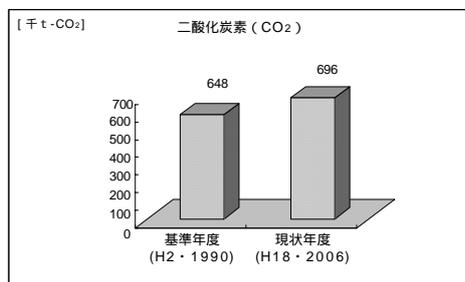


ガス種別温室効果ガス排出量の現状

	基準年度 ¹ (H2・1990)		現状年度 (H18・2006)		現状年度と基準 年度の増減量 ² (t-CO ₂) 【%】
	排出量 ² (t-CO ₂)	%	排出量 ² (t-CO ₂)	%	
二酸化炭素 (CO ₂)	647,977	97.2%	695,761	98.0%	47,784 【7.4%】
メタン (CH ₄)	1,671	0.3%	1,119	0.2%	552 【33.0%】
一酸化二窒素 (N ₂ O)	7,645	1.1%	6,289	0.9%	1,357 【17.7%】
ハイドロフルオロ カーボン類(HFC _s)	2,894	0.4%	6,575	0.9%	3,681 【127.2%】
パーフルオロカー ボン類(PFC _s)	4,303	0.6%	1	0%	4,302 【100%】
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2,394	0.4%	315	0%	2,078 【86.8%】
合計	666,882	100%	710,059	100%	43,177 【6.5%】

1 ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の基準年度は平成7(1995)年度です。

2 排出量(増減量)は、小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。



(2)二酸化炭素(CO₂)の部門別排出量

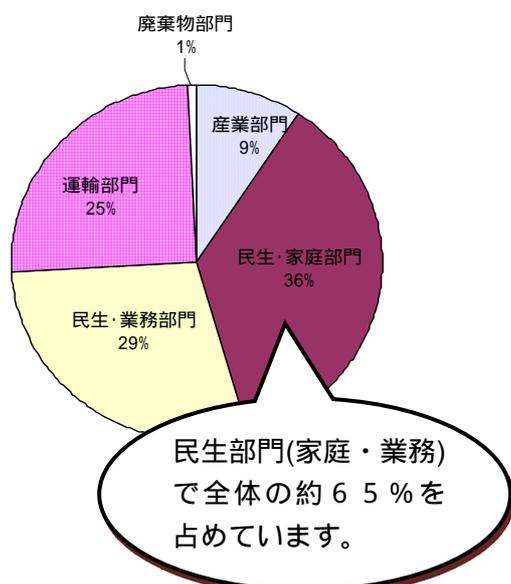
現状年度(平成18・2006)では、民生家庭部門(約36%)が最も多く、次いで民生業務部門(約29%)、運輸部門(約25%)の順に排出されています。また、民生部門(家庭・業務)で全体の約65%を占めています。

二酸化炭素排出量の現状

部門	基準年度 (H2・1990)		現状年度 (H18・2006)		現状年度と基準 年度の増減量 (t-CO ₂) 【%】
	排出量 (t-CO ₂)	%	排出量 (t-CO ₂)	%	
産業	98,014	15.1%	64,659	9.3%	33,355 【34.0%】
民生家庭	204,683	31.6%	251,412	36.1%	46,729 【22.8%】
民生業務	156,194	24.1%	200,167	28.8%	43,973 【28.2%】
運輸	178,789	27.6%	174,165	25.0%	4,624 【2.6%】
廃棄物	10,297	1.6%	5,357	0.8%	4,939 【48.0%】
合計	647,977	100%	695,761	100%	47,784 【7.4%】

排出量(増減量)は、小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。

現状年度(平成18・2006)の
部門別二酸化炭素排出量の内訳



二酸化炭素の部門について

産業部門

: 製造業(製造品出荷額)、建設業(新築着工建設床面積)、農業(農家数)のエネルギー消費量等から算定しています。

民生家庭部門

: 家庭用電気、都市ガス消費量、世帯当たりの灯油・LPG消費量等から算定しています。

民生業務部門

: 事務所ビルや小売店、飲食店、病院、学校(建物用途別床面積)等のエネルギー消費量等から算定しています。

運輸部門

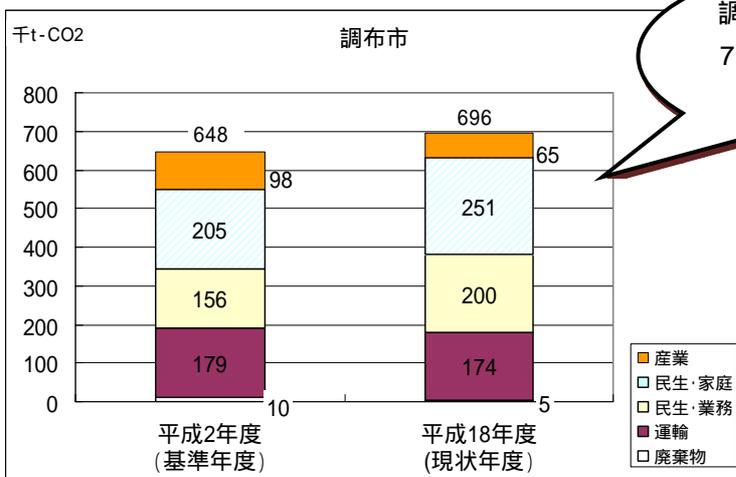
: 自動車(走行量/自家用車を含む)、鉄道(乗降者人員)のエネルギー消費量等から算定しています。

廃棄物部門

: 廃棄物(発生量/家庭ごみを含む)から算定しています。

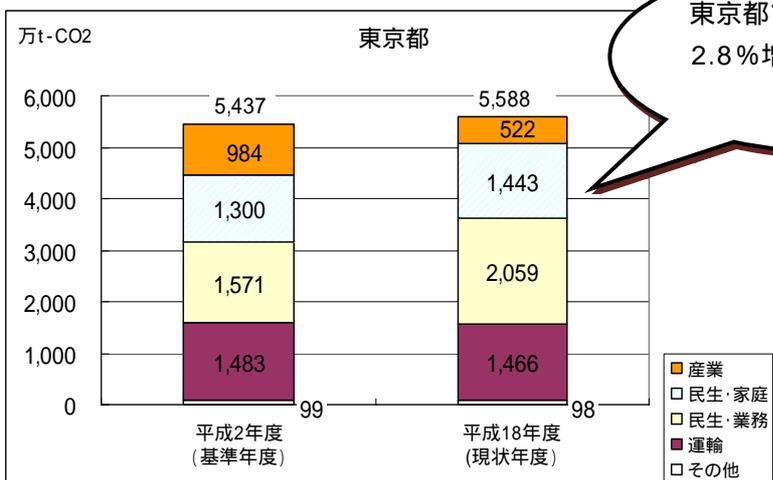
二酸化炭素排出量増減率の比較(調布市・東京都・全国)

(調布市)



調布市では
7.4%増加しています。

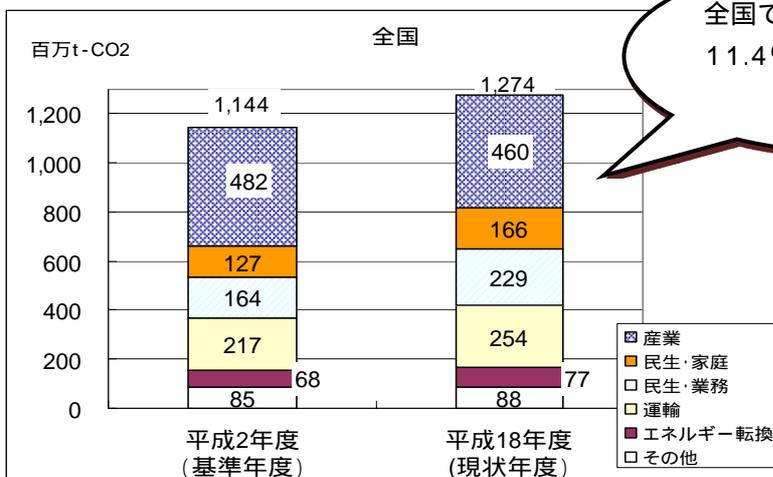
(東京都)



東京都では
2.8%増加しています。

資料：東京都温室効果ガス排出量総合調査(2006年度実績)

(全国)



全国では
11.4%増加しています。

資料：環境省 HP 「2006年度の温室効果ガス排出量について」

数量は、小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。

調布市の現状に関するまとめ

<p>市の自然的特性</p> <p>恵まれた自然環境 深大寺周辺の緑、多摩川やその支流及び湧水等、身近な自然や水辺環境に恵まれています。</p> <p>比較的温暖な気候 平成 19 年の平均気温は 15.7 と比較的温暖な気候で、最高気温は 39 と近年上昇傾向がみられます。</p>	<p>市の社会的特性</p> <p>人口・世帯とも増加傾向、宅地 8 割 都心に近い東京のベッドタウンとして発展しており、人口・世帯数ともに増加傾向にあります。土地利用に占める宅地の割合は、8 割を超えています。</p> <p>建築用途別延べ床面積は増加傾向 建築用途別延べ床面積は、増加傾向にあり、事務所ビル及び学校に占める割合が半数以上となっています。</p> <p>自動車保有台数は横ばい 自動車保有台数は、ほぼ横ばいで推移していますが、鉄道乗降客数は増加傾向にあります。</p> <p>ごみ排出量は減少傾向 ごみ排出量は、近年減少傾向にあります。</p>	<p>市民・事業者アンケートの結果の整理</p> <p>【市民】 関心が高く、身近なところから取り組む 地球温暖化への関心は非常に高く、自分のできる限りの部分で取り組みたいという意識が強くなっています。 地球温暖化への取り組みとして、身近な省エネルギーや消費行動の実施率が高く、「低公害車の導入」や設備機器の導入等、ある程度費用を要する取組の実施率は低いものの、今後の導入意向は高くなっています。</p> <p>【事業者】 関心が高く、導入・維持コストが課題 地球温暖化への関心は非常に高く、企業の社会的責任として取り組む意向がうかがえ、省エネ・省資源に関する取組の実施率も比較的高くなっています。 自然エネルギー機器の導入状況は全体の 2 割前後であり、導入・維持にかかるコストが課題ですが、今後の導入意向は高くなっています。</p>
---	--	---

地球温暖化への影響

<p>温室効果ガスの約 98% は二酸化炭素、民生部門(家庭・業務) は増加傾向、他部門は減少傾向</p> <p>【温室効果ガス排出量】 約 710 千 t CO₂ 現状年度(平成 18・2006)</p> <p>【二酸化炭素】 約 696 千 t CO₂ 現状年度(平成 18・2006)</p> <p>〔産業部門〕 エネルギー使用量が減少傾向で、温室効果ガス排出量も抑降傾向にあります。</p> <p>〔民生家庭部門〕 人口(世帯数)が増加傾向で、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。</p> <p>〔民生業務部門〕 商業施設等の延べ床面積が増加傾向で、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。</p> <p>〔運輸部門〕 道路交通量は微減傾向で、温室効果ガス排出量は抑降傾向にあります。</p> <p>〔廃棄物部門〕 ごみの排出量が近年減少傾向にあることから、温室効果ガス排出量も抑降傾向にあります。</p>
--

「市の自然的特性」「市の社会的特性」「市民・事業者アンケート結果の整理」の詳細は参考資料参照

第4章 調布市の温室効果ガス排出量の将来推計(予測)

1 温室効果ガス排出量将来推計(予測)の考え方

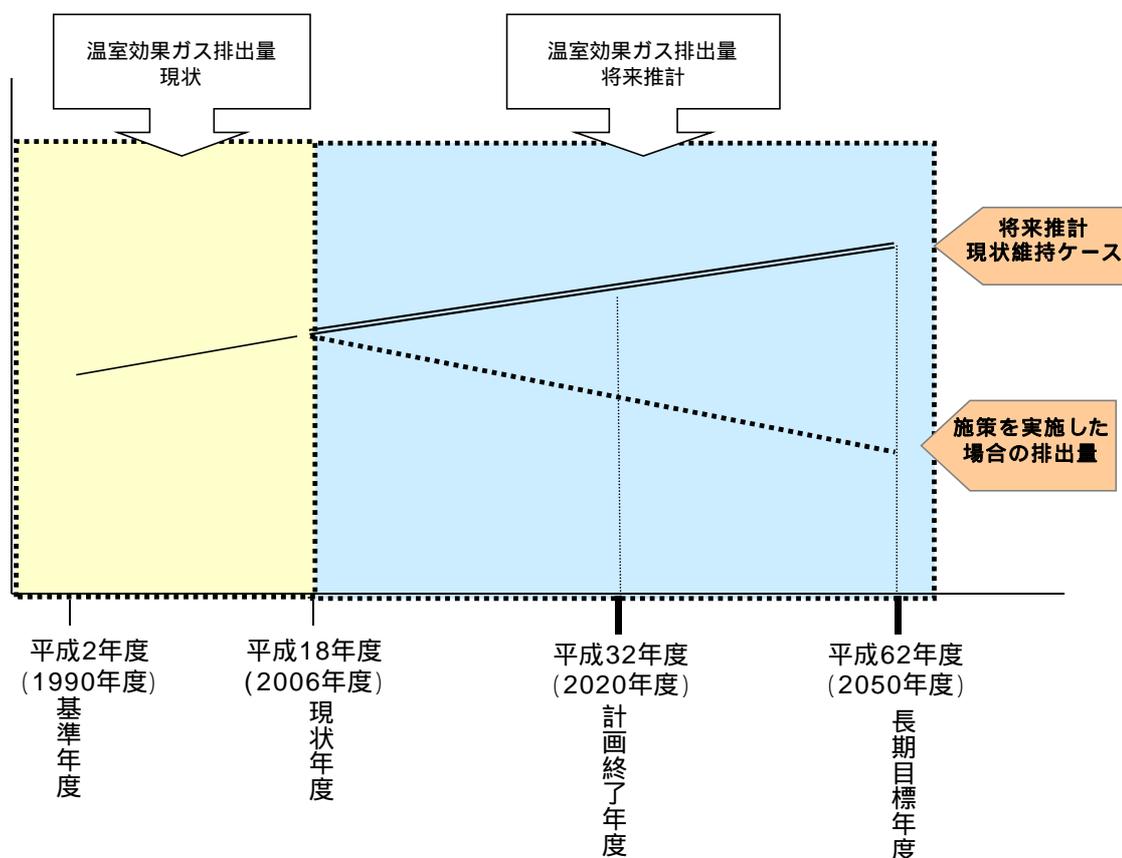
現状年度(平成18・2006)以降の排出量の将来推計(現状維持ケースの予測)を行います。今後の社会動向等の影響が大きいため、参考値として位置づけます。

前章では、基準年度(平成2・1990)から、現状年度(平成18・2006)までの温室効果ガス排出量の現状調査を行いました。

本章では、今後、何の対策も講じなかった場合の現状維持ケースについて、現状年度(平成18・2006)以降の排出量の将来推計(予測)をすることとします。

ただし、温室効果ガスの排出量は、景気等の社会的な動向の影響が大きく、将来推計(予測)には不確実な点が多くなっています。このため、将来推計(予測)は、あくまで参考値として考えることとします。

温室効果ガス排出量の現状と将来推計(予測)の考え方



二酸化炭素の民生家庭部門は国の人口増加率、民生家庭部門以外の二酸化炭素の各部門及び二酸化炭素以外の温室効果ガスは、実質GDP成長率を、それぞれ前年度の排出量に乗じることにより算定しました。
(参考資料「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所/平成18年12月)」、「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算(内閣府/平成21年6月)」)

2 温室効果ガス排出量将来推計(予測)の結果

今後、何も対策を講じないと、温室効果ガス、二酸化炭素の排出量は、増加することが想定されます。

(1) 温室効果ガス

温室効果ガスの将来推計(予測)の結果は、計画終了年度(平成32・2020)の排出量では、739,105 t-CO₂で、基準年度から10.8%の増加となりました。

長期目標年度(平成62・2050)の排出量は、897,582 t-CO₂で、基準年度から34.6%と大幅な増加となると予測されました。

ガス種別温室効果ガス排出量の将来推計(予測)結果

(単位：t-CO₂)

ガス種別	基準年度 (H2・1990)	現状年度 (H18・2006)	計画終了年度 (H32・2020)	長期目標年度 (H62・2050)
二酸化炭素 (CO ₂)	647,977	695,761	723,594	875,440
メタン (CH ₄)	1,671	1,119	1,213	1,732
一酸化二窒素 (N ₂ O)	7,645	6,289	6,822	9,738
ハイドロフルオロカー ボン類 (HFCs)	2,894	6,575	7,133	10,182
パーフルオロカーボン 類(PFCs)	4,303	1	1	1
六ふッ化硫黄 (SF ₆)	2,394	315	342	488
合計	666,882	710,059	739,105	897,582

小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。

今後、何も対策を講じないと
計画終了年度で10.8%、
長期目標年度で34.6%
の増加が見込まれます。

(2) 二酸化炭素

二酸化炭素排出量の部門別将来推計(予測)の結果は、計画終了年度(平成32・2020)は、基準年度(平成2・1990)と比較すると、民生家庭部門が18.0%、民生業務部門が39.0%と大幅に増加し、運輸部門は5.7%とわずかではありますが増加しています。一方で、産業部門は28.4%、廃棄物部門は43.6%と、減少しています。

長期目標年度(平成62・2050)には、民生家庭部門と廃棄物部門が減少しますが、全体では、基準年度(平成2・1990)より35.1%増加することが予測されました。

二酸化炭素排出量部門別の将来推計(予測)結果

部門別	基準年度	現状年度	計画終了年度		長期目標年度	
	(H2・1990)	(H18・2006)	予測値	基準年度との比較	予測値	基準年度との比較
	(t-CO ₂)	(t-CO ₂)	(t-CO ₂)	(%)	(t-CO ₂)	(%)
産業	98,014	64,659	70,146	28.4%	100,129	2.2%
民生家庭	204,683	251,412	241,537	18.0%	187,335	8.5%
民生業務	156,194	200,167	217,154	39.0%	309,973	98.5%
運輸	178,789	174,165	188,945	5.7%	269,707	50.9%
廃棄物	10,297	5,357	5,812	43.6%	8,296	19.4%
合計	647,977	695,761	723,594	11.7%	875,440	35.1%

小数点以下四捨五入により、合計値と内訳の和が合致しない場合があります。

今後、何も対策を講じないと
計画終了年度で11.7%、
長期目標年度で35.1%
の増加が見込まれます。

第5章 排出量削減目標

1 削減目標・目標設定の考え方

(1) 削減対象

削減対象は、温室効果ガスの約98%を占める二酸化炭素(CO₂)とします。
このため、以降は温室効果ガスをCO₂と表記します。

市の温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が約98%を占めています。
このため、温室効果ガス排出量の削減目標の対象は、主として二酸化炭素
と考えることとします。

このため、以降は温室効果ガスを「CO₂」と表記します。

(2) 削減目標の設定

25%削減 にチャレンジします！

基準年度(平成2・1990)比で現状年度(平成18・2006)から
【計画終了年度(平成32・2020)】までに

25%削減(209,898t-CO₂)を目指します。

【長期目標年度(平成62・2050)】までに

60%削減(443,306t-CO₂)を視野に入れます。

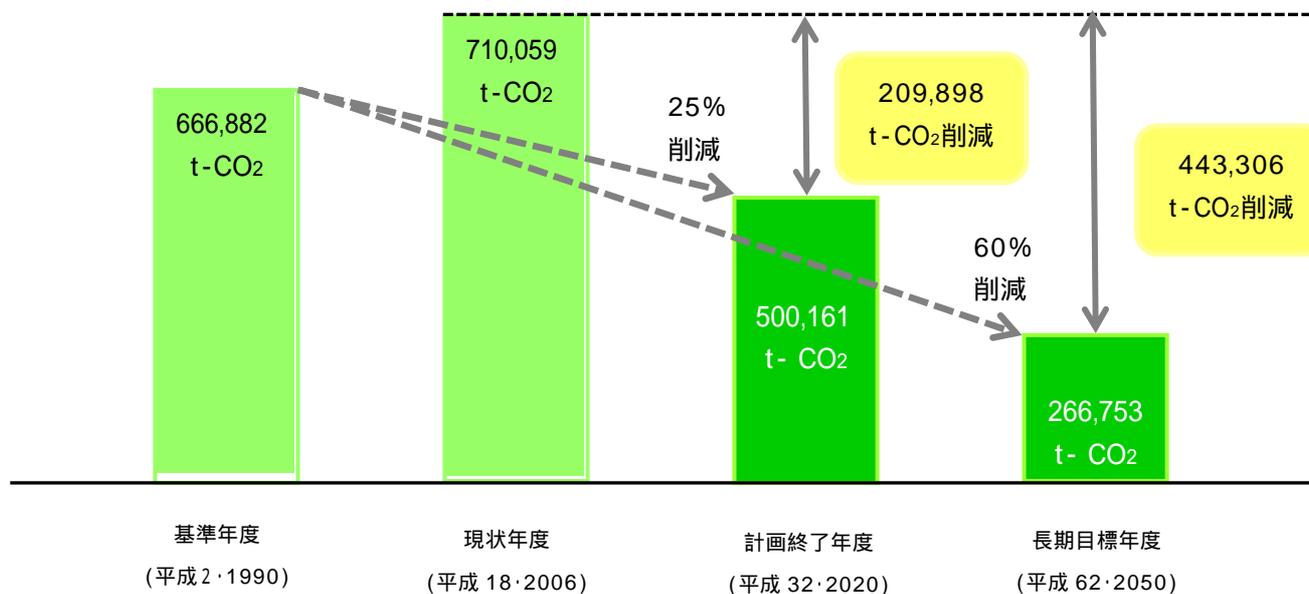
現時点において日本が国際的に表明している中期目標年次にあわせ「計画終了年度(平成32・2020)に基準年度(平成2・1990)比で25%削減」とします。

長期削減目標は、長期的視野に立った取組が必要であることから、『環境省マニュアル』の長期目標年次にあわせ「長期目標年度(平成62・2050)に基準年度(平成2・1990)比で60%削減」に設定することとします。

計画終了年度(平成32・2020)、長期目標年度(平成62・2050)においては、市の人口や社会状況が計画策定時から変化している可能性があるため、将来の不確定の要素にとらわれず、現在のライフスタイルを基礎とした削減の可能性を追求する必要があります。

このため、前章で算出した将来推計(予測)ではなく、現状年度(平成18・2006)の排出量を基に目標を設定することとします。

削減目標の考え方



(3) 目標の達成の方針

次章で算出する削減総量で目標数値に達しない部分は、今後新たな取組みを追加することや、国・東京都の地球温暖化対策と連携することで、削減目標の達成を目指します。

「計画終了年度（平成32・2020）までに25%削減」の目標達成のために、次章では具体的な削減施策を検討していきます。削減施策ごとに、想定した実施率に基づき削減見込み値を算出し、施策による削減量を算出していきます。

しかし、これらの施策は、現在想定できる範囲のものであり、計画終了年度（平成32・2020）までの今後11年間で起こりうる、技術革新等の新しい動きを全て予測することは難しい状況です。

このため、本計画の中で位置づける施策の実施で数値的に不足する部分については、今後更なる努力を継続することや社会的な新しい動きに応じた施策を追加していくことで、達成を目指すこととします。

長期目標達成のためには、現在の化石燃料中心のエネルギーから、再生可能な新エネルギー等、CO₂の排出が少ないエネルギーへの転換が求められますが、このような政策は、市単独での実施は不可能なため、国や東京都の地球温暖化対策の動向を踏まえて、連携していくことが重要となります。

第6章 削減に向けた施策

1 施策の考え方

前章で設定した削減目標を達成するためには、各主体が実効的な削減行動を積極的に展開していくことが求められます。本章では、CO₂削減のために重点的に取り組むべき内容を、本計画の基本方針に基づき施策として整理します。

(1) 本計画の基本方針

調布市環境基本計画では、「人と自然の共生を目指すまち = 調布」を基本方針としています。本計画は、この基本方針に基づき、地球温暖化防止施策を進めていくこととなります。

上記の基本計画は、豊かな調布の環境を、将来の世代に引き継ぐという観点から策定されています。

このような持続可能な循環型社会を実現するためには、地球温暖化防止対策の視点では、省エネ・省資源への取組が重要となります。大量生産・大量消費等の環境へ負荷をかける仕組みから、省エネや新エネルギーの活用、資源の有効利用・再利用等の循環型社会へ移行することが求められています。

特に市全体では、家庭部門のCO₂排出量が約4割と多くなっているため、市民の一人ひとりがCO₂削減に取り組むことによって、豊かな緑・水等の自然環境を守り、低炭素な循環型社会を築いていくことができます。

これらを踏まえ、本計画の基本方針を策定します。

本計画の基本方針

みんなでかえる！ 暮らし まち きもち
～ 目指せ 低炭素なまち ちょうふ ～

(2) 施策選定の基準

「基本方針」「3つの柱」を打ち出し、それらを踏まえて市で取り組むべき「具体的な施策」を、以下の3点を基準に位置づけました。

削減効果

施策は、前章で位置づけた削減目標、「計画終了年度（平成32・2020）までに、基準年度（平成2・1990）比で25%」の削減目標を達成するための中核となるものです。

このため、計画終了年度（平成32・2020）までに、削減効果が期待できる施策を選定することとします。

波及性

CO₂削減を実現し、持続可能なまちを目指すためには、短期的には削減効果が見えにくい取組でも、長期的に波及効果が期待できる取組を実施する必要があります。

短期的な削減数値にとらわれない、波及性のある施策を選定することとします。

協働

多くの市民が参加し、市民・事業者等の多様な主体が協働することにより、削減施策の幅が広がるとともに、市の将来像を共有し、持続可能なまちづくりにつながると考えられます。



(3) 施策の体系

基本方針

みんながかえる！
目指せ 低炭素なまち ちよひふ

3つの柱

1. 使わない！減らす！ 必要なものだけを購入し、大切に使う

エネルギーを使わない、廃棄物を発生させなければ、CO₂を削減し、「低炭素なまち」を実現することは可能です。

しかし、全くエネルギーを使わずに、廃棄物を発生させずに社会生活を営むことはできません。地球温暖化問題の重要性を理解した上で、 unnecessary エネルギーは「使わない」、無駄な消費を「減らす」、また、「必要なもののみを購入」し、省エネと資源の有効利用に取り組むことが、重要となります。

【例えば...】

- ・電気、ガス、石油等の化石燃料の使用を減らす。
- ・リデュース、リユース、リサイクル(以下「3R」といいます。)を心がけ、ごみを減らす。
- ・必要なもののみを購入し、無駄な資源の消費を減らす。
- ・購入したものは、大切に、できるだけ長く使う。・・・etc.

2. かえる！(変える・替える・代える・還る)

エネルギーを使わない、あるいは廃棄物を発生させないように我慢して生活することはできますが、これでは長くは続きません。

新しい時代に相応しい新しい技術を積極的に活用し、調布らしいライフスタイルや新しいビジネスモデルにかえる必要があります。

【例えば...】

- ・地球にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルに変える。
- ・省エネ家電等の新技術を活用した製品に替える。
- ・エネルギーを化石燃料から太陽・風力・バイオマス等に代える。
- ・3Rを心がけ、資源が社会に還る仕組みを構築する。・・・etc.

3. 参加する！

「低炭素なまち」は、省エネ活動や地球環境問題に関心の高い、一部の人たちだけの取組で実現できるわけではありません。市民一人ひとりの取組が重要です。

ひとりでも多くの方々に参加してもらい、共に支えあってこそ、快適で、自然豊かな「低炭素なまち」になります。

【例えば...】

- ・公共施設を核として、各主体が協働で壁面緑化、打ち水、地球温暖化講演会の開催などの取組を実施する。
- ・地球温暖化防止のために、新しい取組に参加する。・・・etc.

みんなでかえる！

くらし



地球にやさしくて快適！ エコライフの推進

家庭でのCO₂を削減するためには、日常生活からの省エネ活動が不可欠です。

同様に重要なのが、省エネ家電や設備、エコ住宅等の新技術です。

省エネと快適な生活の両立を可能とするこれらの活動や新技術導入を積極的に推進していきます。

まち



自転車や公共交通で 低炭素なまちづくり

省エネで効率化！ 経済的なエコ活動の推進

まち全体でCO₂を削減するために、自転車や公共交通等、エコな交通を活性化するとともに、エコカー等の新しい技術や、新しい交通システムを積極的に導入していきます。

また、事業者のCO₂削減の取組は、経費削減から効率経営につながるだけでなく、「環境に責任を持つ企業」をアピールすることができ、イメージアップも期待できます。このように、メリットの多い事業者のエコ活動を推進していきます。

きもち



調布の豊かな自然を守り・ 活用する

自然環境の保全や廃棄物の削減は、快適な都市・生活空間を創るだけでなく、CO₂の削減にも貢献します。

環境学習の実施や参加、3Rの推進を図り、自分たちの生活と地球温暖化との関わりを認識し、資源の有効利用等についても推進していきます。

具体的な施策

施策 1

ちょうふエコライフの推進

施策 2

省エネ機器・設備の導入促進

施策 3

ちょうふエコオフィスの普及・拡大

施策 4

大規模事業所におけるCO₂削減の推進

施策 5

公共施設のエネルギー削減

施策 6

地域でのちょうふエコチャレンジの展開

2 具体的な施策



施策 1 ちょうふエコライフの推進

施策のねらい

市のCO₂の約4割を占める、家庭からの排出を削減するためには、市民一人ひとりが「できることから行動する」ことが重要です。

市民の意識・関心を高める情報提供や啓発活動を実施するとともに、優秀な取組を表彰する制度の検討等を行い、取組を活性化させます。

施策の内容

情報提供の充実・啓発活動の推進

一人でも多くの方に、地球温暖化問題に関心をもってもらい、日常生活の中でできる省エネや、物を大切に使う等の「エコライフ活動」を実践してもらうために、情報提供や啓発活動を積極的に行います。

地球温暖化の現状から、効果的なCO₂削減方法まで、幅広い内容の情報を提供し、取組を活性化させます。

推進の仕組みづくり

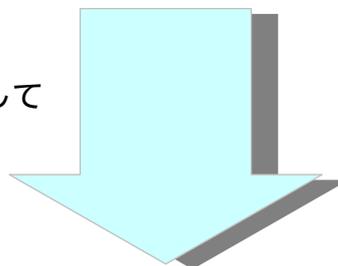
エコライフ活動を積極的に実践してもらうため、優秀な取組を表彰する制度の検討等により推進していきます。

これは、市民に楽しみながらエコライフ活動を実施してもらうとともに、意識向上を目的として、表彰制度や環境に配慮した商品の授与等についても検討していきます。

レジ袋削減の取組

買い物に出かける際には、できるだけマイバッグを持参するよう呼びかけ、レジ袋の削減運動を展開します。また、レジ袋の作成・処理過程で排出するCO₂もアピールして、地球温暖化問題に関心をもってもらい「きっかけづくり」に努めます。

「ちょうふエコライフの推進」を実施して削減できるCO₂は……



【市全体での「ちょうふエコライフの推進」による削減見込み】

約 30,000 t-CO₂

削減見込みの算出方法については、参考資料参照

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	活動への参加、実施・・・e t c .
事業者	省エネ機器・設備の提供、活動の情報提供、活動への参加・・・e t c .
市	推進の仕組みづくり、活動の情報提供・・・e t c .

ちょうふエコライフの主な取組項目と削減効果

本計画策定委員会の中で、日常生活の「ちょっとした配慮」で実践できる項目として挙げられたものです。これらの項目を中心に、ちょうふエコライフ活動を推進していきます。

主な取組項目	年間削減効果
エアコンの設定温度に配慮する(夏季は28、冬季は20度に設定)	37.7
こまめな消灯やコンセントを抜く	60.0
買物にはエコバックを持っていく・包装の少ない、詰替できるものを選ぶ	58.0
エコドライブの実施	344.2
ノーマイカーデーの実施	118.5
近い場所へは徒歩又は自転車で移動する	368.0
洗濯には風呂の残り湯を利用する	7.0
白熱球を蛍光ランプに変える	114.3
エアコンを使わないで自然の風を入れる(冷房を1日2時間短縮する)	17.0
エアコンのフィルターをこまめに掃除する	14.5
緑のカーテンを育てる	40.0
シャワーは不必要に流したままにしない	27.0
入浴は間隔をあけずにする	87.0
トイレの蓋を閉める(温水洗浄便座の場合)	15.8
廃プラスチックをリサイクルする	48.0
野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する	13.0
残ったご飯を炊飯器で保温しないようにする	13.5
ライフスタイルを早寝早起き等に転換する	0.7
不必要な食料品、衣料品、家電製品を購入しない	75.0

年間削減効果の単位は kg-CO₂/世帯(蛍光ランプは3個で算出)

ただし、「エコドライブの実施」「ノーマイカーデーの実施」の年間削減効果は kg-CO₂/台

出典は参考資料参照



施策 2 省エネ機器・設備の導入促進

施策のねらい

施策1では、家庭における生活行動を見直し、無駄のないエコライフを推進することとしています。

これと同時に、省エネ型の家電製品や、太陽光発電設備等の新技術の導入を積極的に促進することが重要であり、これらの機器・設備は、家庭におけるCO₂削減に、高い効果が期待できます。

施策の内容

情報提供の充実

省エネ機器は、初期費用はかかるものの、光熱費のランニングコストを考慮すると経済的なものも多くあります。また、生活をより快適にする効果が期待できるものもあります。

このようなメリットを、具体的かつわかりやすく周知していきます。

導入促進の仕組みづくり

市では、現在「太陽光発電設備設置の補助事業」を実施しています。

今後はこの制度を継続していくとともに、社会状況に応じて、その他の省エネ機器・設備の補助制度についても、検討していきます。

また、カーシェアリング等の新たな仕組みづくりについても検討し、積極的に導入を促進していきます。

「省エネ機器・設備の導入促進」を実施して削減できるCO₂は……

【市全体での「省エネ機器・設備の導入促進」による削減見込み】

約 64,000 t-CO₂

削減見込みの算出方法については、参考資料参照

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	省エネ機器・設備の導入・買い替え・・・e t c .
事業者	省エネ機器・設備の提供・・・e t c .
市	省エネ機器・設備の情報提供、補助制度・新たな仕組みづくりの検討・・・e t c .

主な省エネ機器・設備と削減効果

本計画策定委員会の中で、導入を促進すべき機器・設備として挙げられたものです。これらを中心に、導入を促進していきます。

主な省エネ機器・設備	年間削減効果
白熱球をLEDに替える	158.7
太陽光発電設備を導入する	926.0
エコカーに替える	732.0
省エネ機器へ替える (冷蔵庫・エアコン・テレビ)	82.9
高効率給湯器に替える	206.3

年間削減効果の単位は、kg-CO₂/世帯(LEDは3本で算出)

ただし、「エコカーに替える」の年間削減効果は、kg-CO₂/台

出典は参考資料参照



環境省「地球温暖化パネル」全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)より引用



施策 3 ちょうふエコオフィスの普及・拡大

施策のねらい

事業者においても、家庭と同様に、「日常業務のエコ活動」から「省エネ機器・設備の導入促進」によりCO₂の削減に取り組むことが必要となります。

積極的な取組を促すために、既に市が実施している「エコ・オフィス認定制度」の認定事業者を中心に、ちょうふエコオフィスの普及・拡大を図っていくことを検討します。

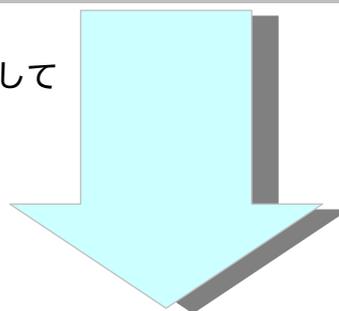
「ちょうふエコオフィス」とはP27「主な取組項目」のほか、CO₂削減活動に取り組んでいる事業者をいいます。

施策の内容

情報提供の充実・啓発活動の推進
エコ・オフィス認定事業者を中心に、ちょうふエコオフィス活動の具体的な取組項目を積極的に情報提供し、活動に関心を持ってもらえるよう努めます。

普及・拡大の仕組みづくり
事業者がちょうふエコオフィス活動に取り組む動機づけとなるよう、「CO₂を削減すればするほど得する仕組み」等を検討します。

「エコオフィスの普及・拡大」を実施して削減できるCO₂は……



【市全体での「ちょうふエコオフィスの普及・拡大」による削減見込み】

約 8,000 t-CO₂

削減見込みの算出方法については、参考資料参照

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	省エネ商品・製品の購入、環境に配慮した店舗の利用等・・・e t c .
事業者	活動への取組、活動の普及・拡大へ向けた情報発信、その他環境配慮行動の実施・・・e t c .
市	情報の提供、啓発活動の推進、普及拡大の仕組みづくり・・・e t c .

ちょうふエコオフィスの主な取組項目と削減効果

中小企業が多い市の特性に合わせて、実施しやすい項目をまとめました。これらの項目を中心にちょうふエコオフィス活動を普及・拡大していきます。

主な取組項目	年間削減効果
空調機の設定温度を夏季 28 、冬季 20 に管理する	82.8
空調機のフィルターを月 1～2 回は掃除する	28.3
空調機の使用時間を 1 時間短縮する	41.4
長時間離席する時は、パソコンの電源を OFF にする	21.4
白熱球を蛍光灯に替える	241.8
従来型蛍光灯を高効率蛍光灯に替える	69.0
蛍光灯を LED に替える	259.0
高効率の空調機を導入	675.0
高効率給湯器の導入	206.3
太陽光温水器の導入	495.0
太陽光発電設備の導入	3,100.0
省エネ型の自動販売機の導入(転換)	1,003.0
エコドライブの実施	344.2
近い場所へは徒歩又は自転車で移動する	184.0
エコカーに替える	732.0
緑のカーテンや屋上緑化の導入	40.0

年間削減効果の単位は、kg-CO₂/事業所(空調機・パソコンは 2 台、蛍光灯・LED は 5 本で算出)。ただし、「省エネ型の自動販売機の導入(転換)」のみ、kg-CO₂/台
出典は参考資料参照



施策 4 大規模事業所における CO₂ 削減の推進

施策のねらい

東京都は、平成20(2008)年に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」といいます。)」を改正し、平成22(2010)年度から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入します。

この制度では、平成22(2010)年度から5年間で、大規模事業所を対象に、平均8%(一部は6%)、さらに平成27(2015)年度からの5年間で17%、計25%の削減を義務付けています。

市内の事業所でも、現在のところ、この制度に13事業所が該当すると想定されています(市役所本庁舎・文化会館たづくり・グリーンホール・総合福祉センターは4施設で1事業所とされています。)

市では、これらの大規模事業所が削減に積極的に取り組むことができるよう、情報提供等の推奨活動をするとともに、一事業所として、施設改修にあわせて省エネ設備の導入を推進します。

施策の内容

削減支援の実施

施策3の「ちょうふエコオフィスの普及・拡大」の推進とあわせて、環境確保条例の対象となる大規模事業所と、削減対策等の情報の共有化を図るための、ネットワークの構築を検討する等、各事業所が効果的に削減義務を達成できるよう支援活動を実施します。

「大規模事業所における CO₂ 削減の推進」を実施して削減できる CO₂ は……

【「大規模事業所における CO₂ 削減の推進」による削減見込み】

約 17,000 t-CO₂

削減見込みの算出方法については、参考資料参照

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	省エネ商品・製品の購入、環境に配慮した店舗の利用・・・e t c .
事業者	活動の実施、市民への協力要請・・・e t c .
市	活動の実施、情報の提供、施策の提案、支援活動の実施、市民への協力要請・・・e t c .

主な取組事例

〔ESCO(エスコ)事業の導入〕

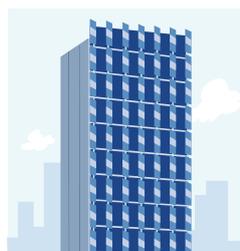
ビルや工場の省エネ化に必要な、技術、設備、人材、資金等に関して、包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。ESCOは、Energy Service Companyの略称。

なお、平成18年4月から、市役所本庁舎・文化会館たづくりで取り組んでいます。

〔環境マネジメントシステムの導入〕

活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムをPDCAサイクルにより継続的に改善するシステムで、有害な環境影響(環境への負荷)の低減及び有益な環境影響の増大、組織の経営改善、環境経営が期待されます。

なお、平成12年7月から市役所本庁舎・クリーンセンターでは、ISO14001環境マネジメントシステムを導入しています(平成21年7月からクリーンセンターの施設解体に伴い、本庁舎のみで実施)。





施策 5 公共施設のエネルギー削減

施策のねらい

全公共施設から排出されているCO₂は、市全体の約1%を占めています。新築・改修等には省エネ改修を積極的に実施することによって、公共施設から排出されるCO₂を抑制します。また、市民や事業者へ省エネについて関心を持ってもらい、CO₂削減への取組に繋げることをねらいとします。

施策の内容

省エネの取組

省エネ診断やエネルギーの「見える化」等で使用エネルギーを把握し、積極的にエネルギーの削減に取り組めます。

また、日常的に取り組める省エネ活動、緑のカーテン等の緑化活動、蛍光灯やLED等の小規模な機器等の導入についても実施していきます。

さらに、施設利用者にも省エネに協力してもらうよう、積極的な周知活動を実施していきます。

省エネ改修の仕組みづくり

公共施設の新築・改修等の際には、高効率の設備や新エネルギー(太陽光発電設備等)を導入する等、省エネ改修に向けた仕組みづくりを検討します。

環境マネジメントシステムの継続・充実

市の本庁舎では、平成12年にISO14001の認証登録後、毎年目標を設定し、その目標達成のため、エネルギー削減等に取り組んできました(平成21年7月に自己適合宣言へ移行)。

また、本庁舎を除く市内全公共施設では、独自の環境に配慮した取組を実施する予定です。これらの取組を継続して推進し、CO₂削減につなげていきます。

「公共施設のエネルギー削減」を実施して削減できるCO₂は……

【「公共施設のエネルギーの削減」による削減見込み】

約 1,000 t-CO₂

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)を受け、毎年1%削減(10年間)すると仮定しています。

市役所本庁舎・文化会館たづくり・グリーンホール・総合福祉センターの削減見込みについては、「施策4 大規模事業所におけるCO₂削減の推進」に含まれています。

削減見込みの算出方法については、参考資料参照

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	施設利用者として省エネ活動に参加・協力、施策の提案・・・etc.
事業者	利用者として省エネ活動に参加・協力、施策の提案・・・etc.
市	省エネ活動の取組み、省エネ改修の仕組みづくり、財政的な負担、・・・etc.





施策 6 地域でのちようふエコチャレンジの展開

施策のねらい

公民館や学校等の、市民が利用している公共施設を核とした地域の取組として、省エネ活動、壁面緑化等の緑化活動、環境講演会・講座の開催等により、具体的な行動を促すような取組を推進します。

これは、次世代を担う子どもたちに対して地球温暖化対策の意義や重要性を伝え、取組を促すだけでなく、保護者や地域が協働で取り組むことにより、より多くの市民に波及していく効果が期待できます。

施策の内容

活動状況・結果の報告・公表

活動の実施状況や成果は、単に公表するだけでなく、各種発表会等、多くの人に報告する機会を設けます。

地域で各主体が連携し、さらなる波及効果が生じるよう、発表・報告の機会が設けられるよう取り組みます。

省エネ意識を高める仕組みづくり

各地域が積極的にCO₂削減に取り組むことができるよう、表彰制度の実施や削減量に応じて取り組む側に予算を還元する仕組み等を検討します。

「地域でのちようふエコチャレンジの展開」を実施して削減できるCO₂は……

「地域でのちようふエコチャレンジの展開」は、その効果を数値として測定することは困難です。

しかし、各主体が協働で取り組むことにより、活動の輪が広がる可能性を秘めているため、短期的には数値に表れない、「波及性」を重視し、積極的に展開していくこととします。

各主体の役割

主体	期待される役割
市民	活動・イベント等の提案・実施・参加・協力・・・e t c .
事業者	活動・イベント等の提案・実施・参加・協力・・・e t c .
市	活動の場の提供、活動の周知による支援、メリットある仕組みづくりの検討・・・e t c .

具体的な取組事例

地域が協働で取り組むことができる事例を、以下に挙げました。

〔緑のカーテン〕

ゴーヤやヘチマ等を育てることによって、室内の温度を下げる効果を実感してもらうことができます。また、食物を育てることにより、「フードマイレージ」や「地産地消」等、食育から地球温暖化防止の意識を啓発することができます。



〔校庭の芝生化〕

校庭を芝生化することによって、近隣も含め、夏季の暑さをしのぐ効果が期待できます。また、地区協議会等との連携・協働で維持・管理を行うことで、地域の憩いの場として活用することも考えられます。



〔打ち水の実施〕

打ち水には、道路の埃を抑える効果のほか、夏場には撒いた水により、気温を下げるため、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策の効果が期待できます。また、保育園、児童館、地域のお祭り等で実施することで、子どもから大人までの意識を啓発することができます。



3 具体的な施策のまとめ

具体的な施策の削減見込量の合計は120,000t-CO₂になります。
 現段階の見込では、計画終了年度(平成32・2020)削減目標25%の約6割の達成状況ですが、社会動向に合った新たな施策の展開等により、削減目標の達成を目指すこととします。

具体的な施策の削減見込量を合計(120,000t-CO₂)すると、計画終了年度(平成32・2020)の削減目標25%(209,898t-CO₂)の約6割の達成が見込まれます。

具体的な施策は、本計画策定委員会で、数多くある温暖化防止対策の中から、調布で取り組む際の実現可能性を含めて検討した結果に基づき整理したものであり、削減目標の約6割について具体化することができましたが、約4割の不足分が生じております。

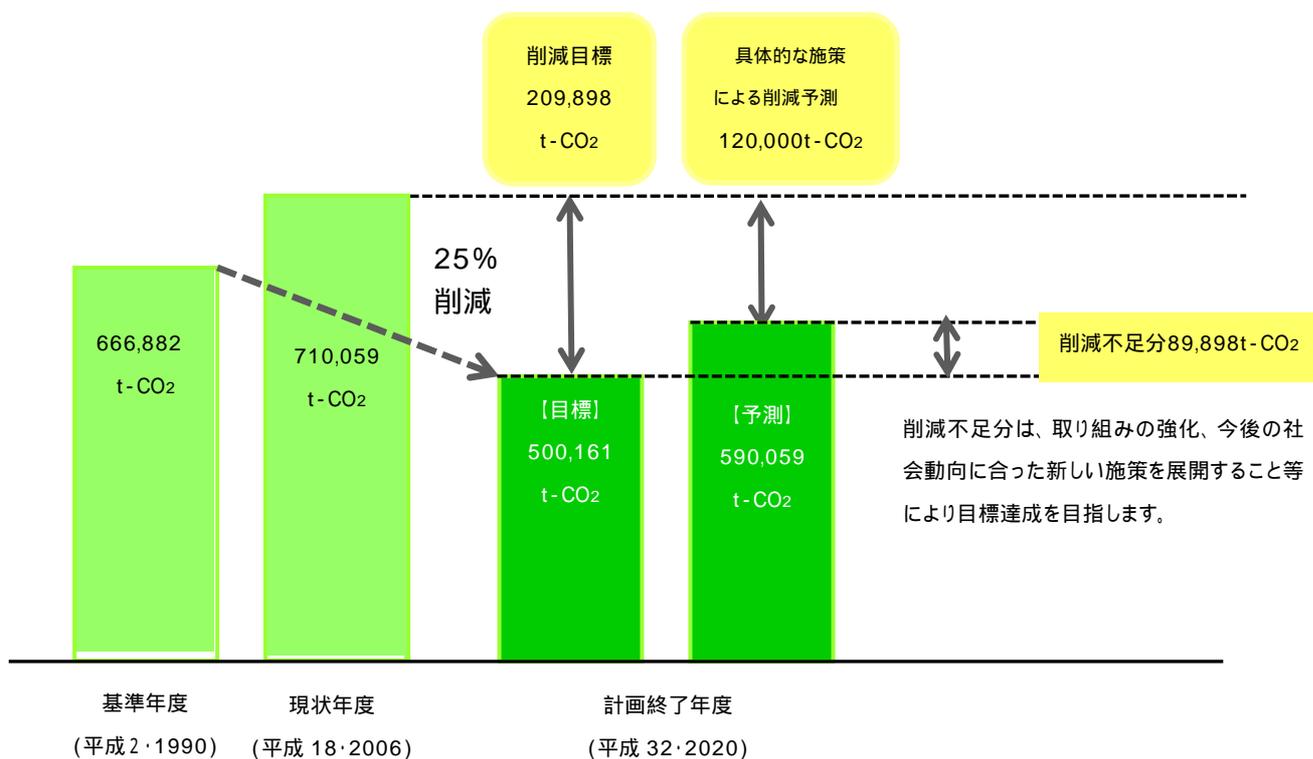
今後は、社会動向の変化や技術革新による新たな施策や、市民からのご意見・ご提案による新たな取組を加えながら、市民、事業者、市等の様々な主体が自主的、積極的に行動することで、削減目標の達成を目指すこととします。

具体的な施策のまとめ

	施策	削減見込み量 (t-CO ₂)
施策 1	ちょうふエコライフの推進	30,000
施策 2	省エネ機器・設備の導入促進	64,000
施策 3	ちょうふエコオフィスの普及・拡大	8,000
施策 4	大規模事業所におけるCO ₂ 削減の推進	17,000
施策 5	公共施設のエネルギー削減	1,000
施策 6	地域でのちょうふエコチャレンジの展開	
合 計		120,000

削減見込量は、「調布市地球温暖化防止意識調査報告書(平成21年3月)」の期待数値等による推計値等から算出(参考資料参照)

削減目標と具体的な施策の削減予測について



第7章 進行管理

1 推進体制

本計画で設定した削減目標達成のためには、市民・事業者・市等の各主体が自主的に取組を進めるとともに、相互の連携・協働が不可欠となります。このため、以下の組織を活用して、本計画を推進することとします。

(1) 市の推進体制

市の本庁舎では、ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した取組の推進管理を実施しています。本庁舎を除く市内全公共施設は、独自の環境に配慮した取組を実施する予定です。

このため、本計画における市の施策・取組についても、この環境マネジメントシステムにおける環境管理委員会やその他庁内会議において、実施状況の報告や把握を行い、事務局として環境政策課が本計画全体の進行管理を行ってまいります。

(2) 協働の推進体制

地区協議会、環境保全審議会等、既存組織の活用も視野に入れ、各主体間で連携・調整を図り、本計画の推進を目指します。

2 推進・管理方法

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを基本とした以下の推進体制で、取組を進めていくこととします。

(1) 計画の策定(Plan)

削減目標を決定し、目標達成のために各主体が推進する施策を位置付けた、本計画の策定がこれにあたります。

(2) 計画の実行(Do)

市民、事業者、市等の各主体が、前章で位置付けた具体的な施策について、実施します。

(3) 計画の点検・評価(Check)

市は、施策の実施状況や削減効果等の定量的な把握・評価を行います。

市全体のCO₂排出量を把握し評価するほか、モデル家庭・地区を設定し削減数値を収集する等の手法について検討してまいります。

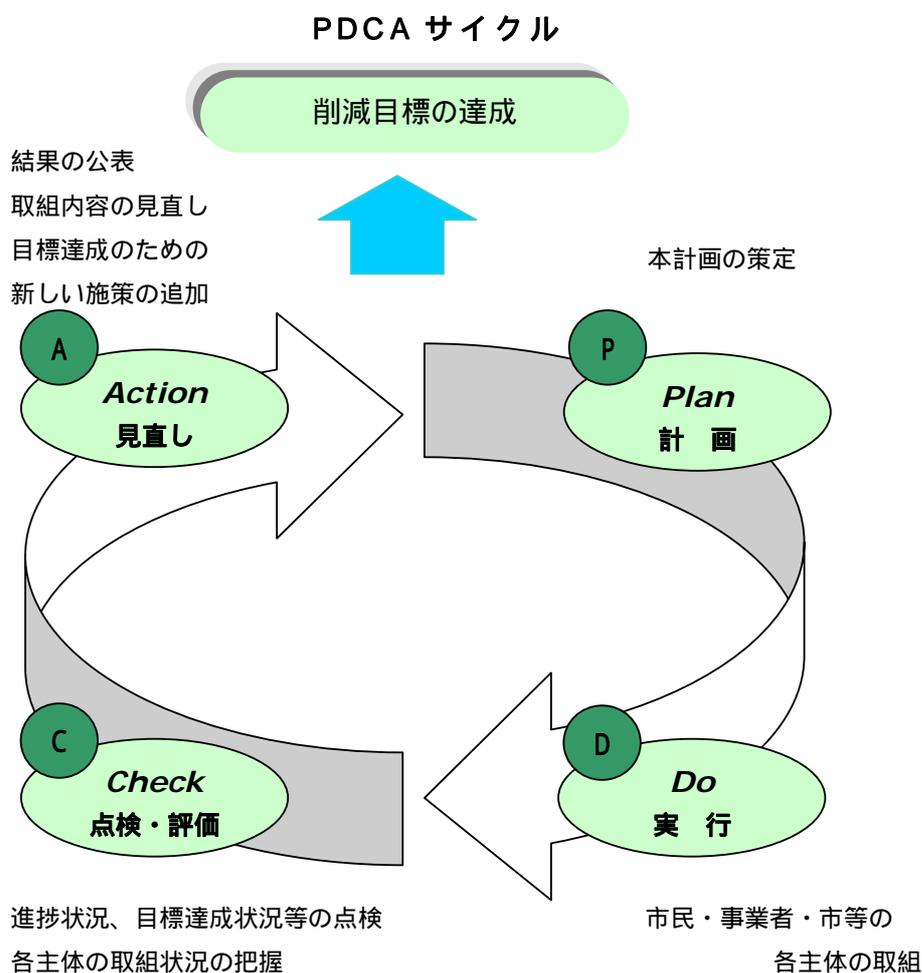
(4) 計画の見直し(Action)

市は、(3)で点検・評価した結果を公表し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

本計画の削減目標は、現在、日本が国際的に表明している目標にあわせて設定しています。

このため、技術革新による新たな施策や、市民からのご意見・ご提案による取組を加えることで、削減目標の達成を目指すこととしますが、あわせて、国際的な枠組みの構築や、海外からの排出量の購入等により、日本の削減数値が変動した場合等、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、実態にあった計画の見直しについても検討していきます。

現状では市全体のCO₂排出量の算出に2年を要することから、(3)で点検・評価した結果を踏まえ、調布市基本計画、調布市環境基本計画に基づき施策を見直してまいります。なお、具体的な見直し年次については、今後検討してまいります。



3 情報公開

各主体が地球温暖化対策を効果的に推進するために、市は、本計画に基づいた削減施策の進捗状況、CO₂排出状況、その他、地球温暖化防止対策に関わる様々な情報を、市報やホームページ等を活用して、積極的に公開・周知していくこととします。

参考資料

1 計画策定の経緯

(1) 調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会の検討経緯

	開催 年月日	主な検討内容
第1回	平成21年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュール、計画の概要 ・計画策定の背景、調布市の現状、地球温暖化に関するまとめについて ・家庭でできる温暖化対策について
第2回	平成21年 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会の補足調査結果について ・調布市の温室効果ガス排出量の将来予測(推計)について ・調布市の温室効果ガス削減へ向けた取り組みについて(グループワーク)
第3回	平成21年 11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市の環境に配慮した事務事業について ・調布市環境保全審議会への中間報告の結果について ・第2回策定委員会で実施したグループワークのまとめについて ・第1回・第2回策定委員会の検討内容のまとめについて ・CO₂削減へ向けた市ぐるみの取り組みについて(グループワーク)
第4回	平成22年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量削減目標について ・温室効果ガス排出量の重点施策について ・進行管理について ・計画素案のパブリックコメントの実施について
第5回	平成22年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と修正案について ・計画の概要版(案)について ・今後のスケジュールについて

(2)調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会委員名簿

平成22年3月31日現在

	区分	団体名等	委員氏名 (敬称略)
1	市民委員 (地区協議会)	飛田給小学校地区協議会	石川 浩
2	市民委員 (地区協議会)	若葉小学校地区協議会	大嶋 文子
3	市民委員 (地区協議会)	八雲台小学校地区協議会	梶井 領子
4	市民委員 (地区協議会)	石原小学校地区協議会	小林 孝
5	市民委員 (地区協議会)	緑ヶ丘・仙川まちづくり会議	田中 次郎
6	市民委員 (地区協議会)	上ノ原まちづくりの会	細島 昭子
7	市民委員 (地区協議会)	こくりょう・みんなの広場	吉田 青史 (～平成21年11月18日)
7	市民委員 (地区協議会)	こくりょう・みんなの広場	瓦井 眞一 (平成21年11月19日～)
8	学識委員	調布市環境保全審議会委員(学識経験者)	中岡 章
9	事業者委員	京王バス東株式会社調布営業所 副所長	石坂 人司 (～平成21年11月18日)
9	事業者委員	京王バス東株式会社調布営業所 係長	鷹野 勝治 (平成21年11月19日～)
10	事業者委員	国領商盛会 会長	牧野 高明
11	事業者委員	鹿島建設株式会社技術研究所 副所長	三輪 敏彦
12	事業者委員	国立大学法人 電気通信大学 施設課長	渡邊 和明
13	庁内委員	行政経営部政策企画課 政策企画係 主事	山本 多恵
14	庁内委員	総務部営繕課 設備係 主査	曾根 康博
15	庁内委員	都市整備部街づくり推進課 副主幹(都市政策担当・交通計画担当)	河野 正雄
16	庁内委員	都市整備部住宅課 課長	伊藤 光幸
17	庁内委員	教育部指導室 統括指導主事	嶋田 晶子
-	オブザーバー	東京電力株式会社 武蔵野支社 地域コミュニケーショングループ課長	氏家 一修
-	オブザーバー	東京ガス株式会社 エネルギー企画部 地域環境コーディネーター副部長	嶋原 國夫

(3) 調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会での意見・提案

第1回～第5回の策定委員会のなかで、委員から出された意見・アイデア等をまとめました。これらの意見を基に、第6章の「削減に向けた施策」を取りまとめました。

時期	主な意見・アイデア等		
第2回 グループワーク テーマ： 「調布市の 温室効果ガス削減へ 向けた取り組み」	行 動	省 エ ネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンの設定温度に配慮する ・ エアコン(冷房)使用時はカーテンをする ・ 窓ガラスに「プチプチ」を貼る(暖房の効率を上げる) ・ エアコンをなるべく掃除する ・ エアコンを使わないで、自然の風を入れる ・ 緑のカーテンを育てる・葦簀を利用する ・ 打ち水の活用 ・ 室内でも洋服を重ね着する ・ 照明の白熱球を蛍光灯に変える ・ こまめな消灯やコンセントを抜く ・ ご飯は一日一回まとめて炊く ・ 電子レンジを使って野菜の下ごしらえをする
		自 動 車	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブの実施(eスタート,加減速の少ない運転, 早めのアクセル, アイドリングストップ) ・ 近い場所では徒歩又は自転車で移動する ・ 自転車の活用運動
		節 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯には風呂の残り湯を利用する ・ 水の流しすぎはしない ・ 夏季は風呂からシャワーにする ・ 雨水を溜めて植木にまく
		ご み 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買物には自分の買物袋を持っていく・包装の少ないものを選ぶ(包装を断る) ・ 事業者として、ノーレジ袋運動をする ・ スーパーでドギーバックを使用する ・ スーパー・コンビニで割り箸をもらわない ・ 必要なものだけを買う ・ おかずを作りすぎない ・ 家庭と商店の協力によるリサイクル運動 ・ 牛乳パックの再利用 ・ 生ゴミの水をよく切る ・ 広告用紙の再利用
		そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物を大切に使う ・ エレベーターの2UP、3DOWN ・ 早く寝る

	<p>設 備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球をLEDにする ・ クリスマスのイルミネーションをLEDにする ・ 太陽光発電の導入(改築時等) ・ ソーラー発電による夜間の玄関灯の自動点滅 ・ 電気自動車・エコカーの導入 ・ 省エネ機器への買い換え ・ 雨水の利用(タンクの設置) ・ 地下水温度の利用 ・ 生ゴミ処理機を使用する ・ エコ給湯を利用する ・ お風呂が冷めない銀色のシートを使う ・ 窓ガラスに省エネフィルムを貼る ・ トイレの蓋をしめる ・ 省エネ商品(家電)の購入・買い換え
	<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自動販売機税」の導入 ・ 「レジ袋税」の導入 ・ 環境勉強会への参加 ・ 風力発電 ・ エコポイント制度 ・ 屋上・壁面・空き地の緑化 ・ 生ゴミの資源化
<p>第3回 グループワーク テーマ： 「CO₂削減へ向けた市 ぐるみの取り組み」</p>	<p>交 通 対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用の促進(共有サイクル) ・ ノーマイカーデーの実施 ・ エコドライブ推進事業 ・ エコカーの普及促進事業 ・ バイオディーゼル車の導入 ・ デジタル・タコメーターの水平展開 ・ 公共交通利用促進 ・ 渋滞緩和(ITSの整備)
	<p>エ ネ ル ギ ー 対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ診断・ESCO事業 ・ 白熱灯交換運動 ・ 新エネルギーの導入促進 ・ 自動販売機の温室効果ガス排出削減事業 ・ エネルギーの見える化(基礎調査等) ・ 公共施設への人感センサーライト導入 ・ ライトダウンの実施 ・ 高効率の照明導入
	<p>家 庭 対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消旬産旬消推進運動 ・ 緑化の推進 ・ 家庭でのエコ・アクション・ポイント事業

	学校対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校省エネチャレンジの取組み ・ 環境率先行動家庭の認定(学校で実施) ・ 緑化の推進
	事務所・商店街対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向け温暖化対策事業所認定事業 ・ レジ袋削減キャンペーン ・ 商店街でのエコ・アクション・ポイント事業
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンファンド ・ 環境学習の拡大・徹底 ・ 生ごみ処理機の導入の徹底 ・ 長期使用物の買替時の補助 ・ イベントでのマイボトル・マイ箸・マイ食器運動 ・ フードマイレージ・バーチャルウォーター対策
その他の意見	市の対応・取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の環境マネジメントシステム取得 ・ 公共施設を結ぶコミュニティバスのネットワーク化 ・ 資料の共有化 ・ 住民票などの書面取得機器の地域施設への設置（距離の削減） ・ 書類のIT化（申請書類などのIT化、閲覧）推進 ・ 公共施設の省エネ診断実施 ・ 公共施設における月別ガス・水道・電気使用量・ゴミ発生量の公表 ・ 自然光・自然換気の活用 ・ 街路灯等道路照明の省エネ化 ・ 節水コマ・センサー式自動水洗導入 ・ 公共施設新築・改築の際の指針策定 ・ 建物の高断熱・高气密化、自然採光の利用 ・ 断熱塗装、反射性塗装 ・ 高効率熱源の使用 ・ 受電設備の改善 ・ 再生可能・未利用エネルギーの利用（太陽光発電・太陽熱給湯・廃熱利用・小型風力発電等） ・ 新設清掃工場における火力発電売電事業 ・ 温熱供給事業の推進
	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の対応専属窓口の設置 ・ 市・市民・事業者とのパートナーシップ作り

	<p>政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の環境ガイドライン策定 ・ ブラインドの積極的活用 ・ 使用済み封筒の再使用 ・ 事務用機器コンセント抜き ・ 庁用車の順次電気自動車・ハイブリッド車への転換（電気ステーションの導入含む） ・ タイヤ空気圧の適正值保持推進 ・ 公共施設への順次 LED 導入（テニス場・野球場等夜間照明も含む） ・ 建築物環境配慮ガイドライン作成 ・ クリーンカー購入等融資斡旋 ・ 地球温暖化等対策基金設立 ・ みどりの保全・推進
	<p>啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー関連助成金の周知・パンフレットの発行 ・ 省エネルギーセミナーの学校・地域（町会・マンションなど）への巡回開催 ・ エコスクールの実践（各学校での測定・授業の実施、校庭の芝生化など） ・ エネルギー使用量の把握（公共施設・モニター家庭など）と指導、効果 PR ・ 屋上緑化・高反射率塗料塗布の啓発・推進
	<p>技術開発支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃熱利用（下水道管など）の推進と実証実験 ・ 京王線電車の排出エネルギーの回収 ・ 自転車シェアリングシステムの導入（実証実験） ・ 中小企業・家庭太陽光発電設備の導入支援 ・ 高効率空調機・給湯器などのエネルギー高度利用技術の促進支援 ・ 小型風力発電システムの実証実験（学校等） ・ 太陽光発電適地判定システム支援
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰包装廃止 ・ 雨水利用推進 ・ 道路の右折レーン拡充（待機待ち時間の削減） ・ 夏休み環境自由研究の手引きの配布

2 市の自然的特性

(1) 位置・地勢

東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、都心へ約 20km の圏域にあり、東は世田谷区と狛江市、南は多摩川をはさんで稲城市と神奈川県川崎市、西は府中市、北は三鷹市と小金井市に接しています。

面積は 21.53k m²であり、東京都の約 1% にあたります。市の中央部には、京王線が東西に広がり、国道 20 号（甲州街道）中央自動車道があり、これを中心として市街地を形成しています。

南に向けて傾斜している武蔵野台地の南端に位置し、地形としては、最も高い武蔵野段丘面、市の中心部をのせる立川段丘面、最も低い多摩川沖積面から成っています。各段丘面の境目は崖や坂になっており、これらの崖線沿いには湧水が豊富です。

市内には、北に深大寺の森、南に流れる多摩川、その支流として野川、仙川、入間川が流れるほか、湧水を集めて流れる用水路などもあり、身近な自然や水辺環境に恵まれた地域といえます。

調布市位置図

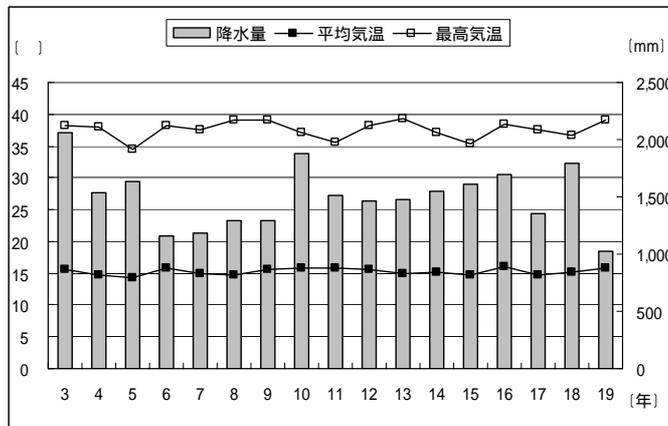


資料：調布市

(2) 気象

気象条件は、平成 19 年時点における平均気温は、15.7 と比較的温暖であり、降水量は、年間 1,028.1mm となっています。

調布市の気象



資料：調布市統計書



東京都立神代植物公園



深大寺・佐須地区の水田

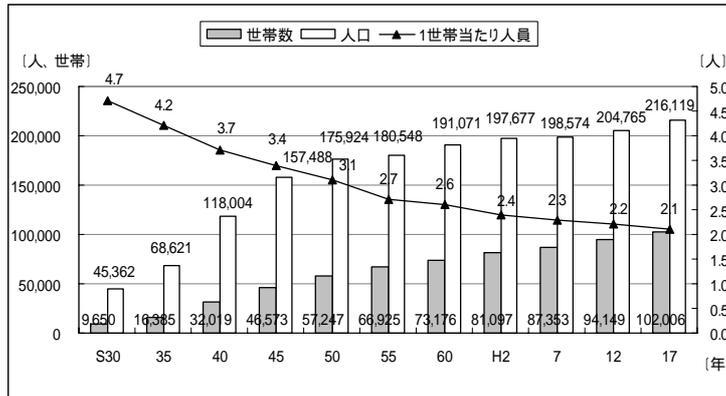
3 市の社会的特性

(1)人口・世帯数

人口・世帯数は、市政施行の昭和30年時点で、45,362人、9,650世帯でしたが、平成17年には、216,119人、102,006世帯であり、一貫して増加しています。

1世帯当たり人員数は、昭和30年時点では、4.7人でしたが、以降は一貫して減少し、平成17年には2.1人となっています。核家族化・単身世帯化が進行しているといえます。

人口及び世帯数の推移



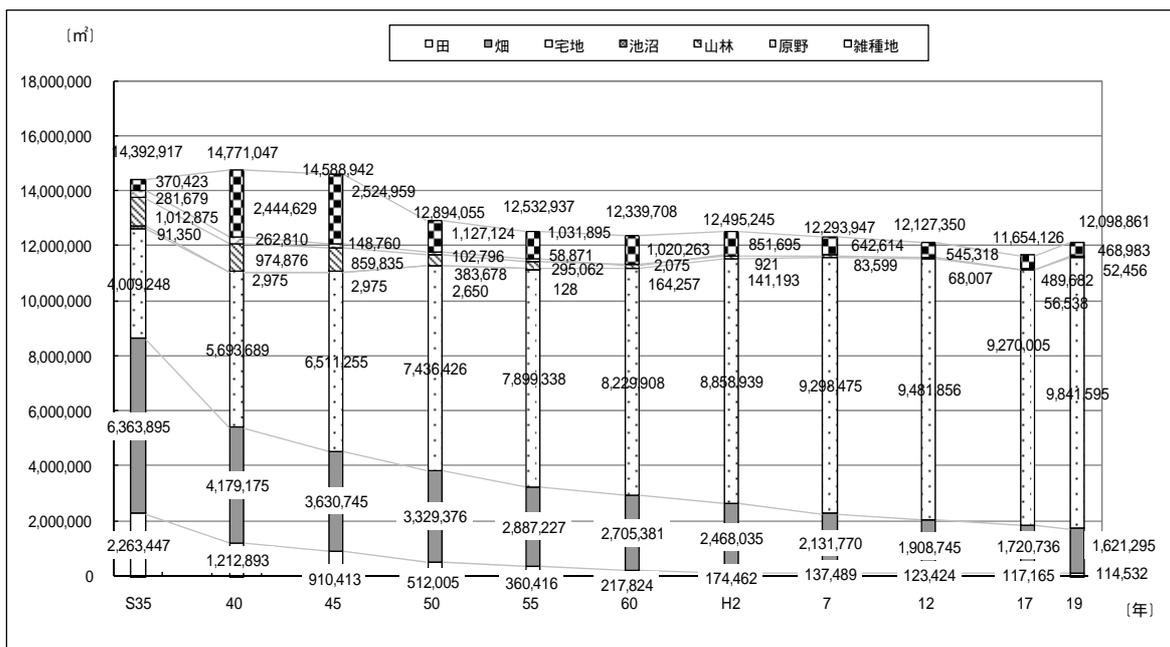
資料:国勢調査

(2)土地利用

地目別面積

地目別土地利用面積の推移をみると、昭和35年頃には、田・畑が8,627,342㎡(59.9%)と市域の大半を占めていましたが、人口増加と市街化の進展に伴い、農地から宅地へと土地利用形態が変化しました。平成19年には、田・畑の割合が1,735,827㎡(14.3%)まで減少し、宅地の割合は、9,841,595㎡(81.3%)と大幅に増加しています。

地目別面積の推移

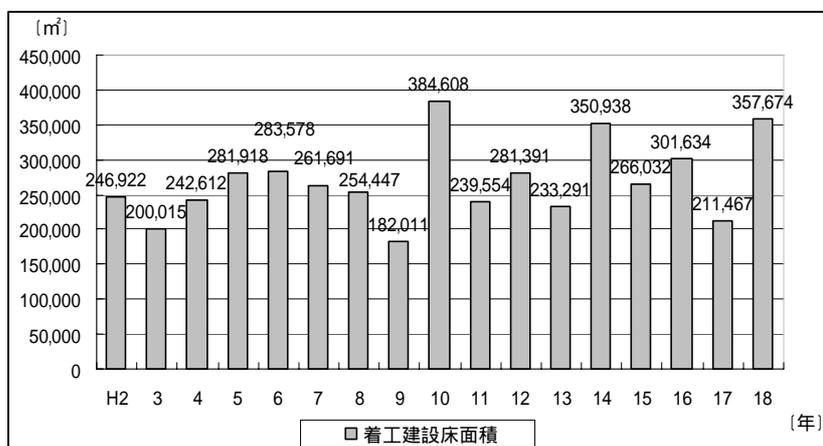


資料：調布市固定資産概要調査

新規着工建設床面積

新規着工建設床面積の推移をみると、年度によりばらつきがみられ、約 200,000 m²～約 400,000 m²で推移しており、平成 2 年～平成 18 年の平均は、269,399 m²となっています。平成 18 年における新規着工建設床面積は 357,674 m²となっています。

新規着工建設床面積の推移



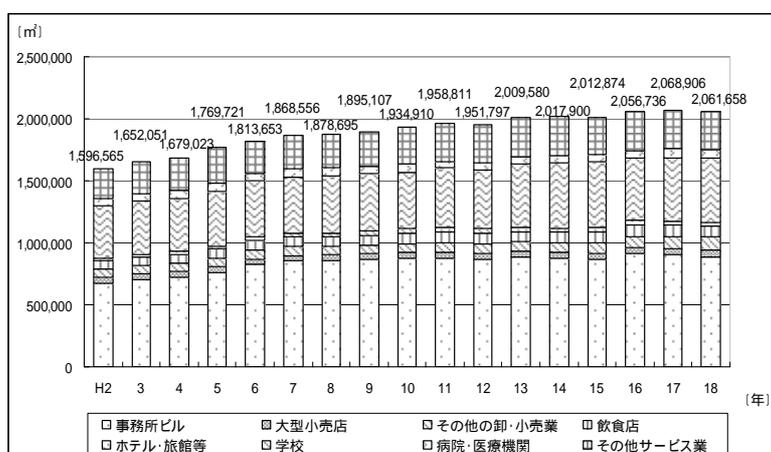
資料：東京都建築統計年報

建物用途別延べ床面積

平成 18 年における延べ床面積は、2,061,658 m²であり、平成 2 年の 1,596,565 m²から増加傾向にあります。

建物用途別延べ床面積は、事務所ビル及び学校、その他サービス業の占める割合が多くなっています。平成 18 年における事務所ビル延べ床面積は、885,016 m²であり、平成 2 年の 72,770 m²から増加傾向にあります。平成 18 年における学校延べ床面積は 513,669 m²であり、平成 2 年の 422,530 m²から増加傾向、その他サービス業延べ床面積は 311,784 m²であり、平成 13 年まで増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。その他の建物用途別延べ床面積は、ホテル・旅館等を除き、いずれも増加傾向にあります。

建物用途別延べ床面積



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり・東京温暖化防止プロジェクト」

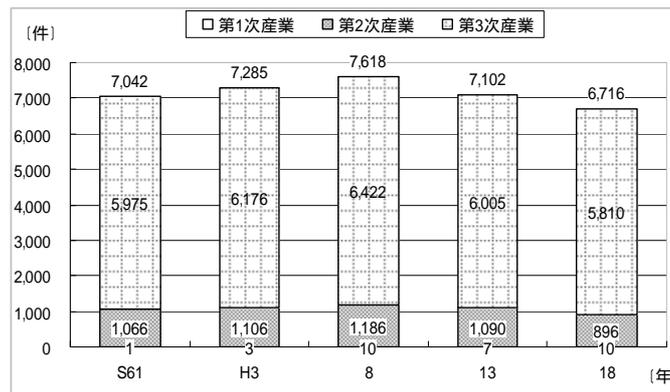
(3) 産業

事業所数・従業者数

事業所数の推移をみると、平成 8 年の 7,618 件をピークとして、その後減少に転じ、平成 18 年は 6,716 件となっています。

平成 18 年の産業分類別事業所数をみると、第 3 次産業は 5,810 件、次いで、第 2 次産業が 896 件、第 1 次産業は 10 件となっています。産業分類別事業所数の推移をみると、第 3 次産業は平成 8 年の 6,422 件から減少傾向、第 2 次産業は、平成 8 年の 1,186 件から減少傾向にあります。

事業所数の推移



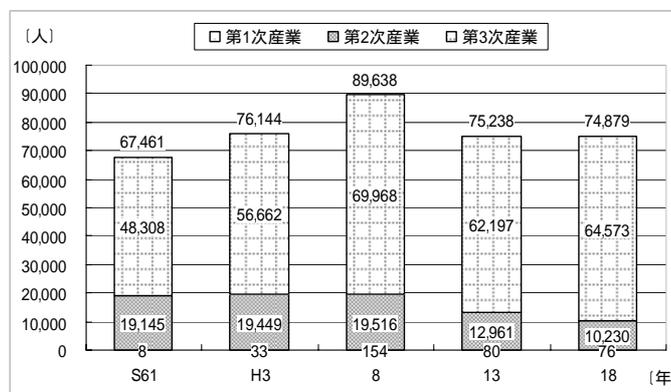
ただし、第 1 次産業は園芸サービス業のみを対象としています。

資料：事業所・企業統計調査

従業者数の推移をみると、平成 8 年の 89,638 人をピークとして、減少に転じており、平成 18 年は 74,879 人となっています。

平成 18 年の産業分類別従業者数をみると、第 3 次産業は 64,573 人、次いで、第 2 次産業が 10,230 人、第 1 次産業は 76 人となっています。産業分類別事業所数の推移をみると、第 3 次産業は平成 8 年の 69,968 人をピークとして減少傾向、第 2 次産業は、平成 8 年の 19,516 人をピークとして減少傾向にあります。

従業者数の推移



ただし、第 1 次産業は園芸サービス業のみを対象としています。

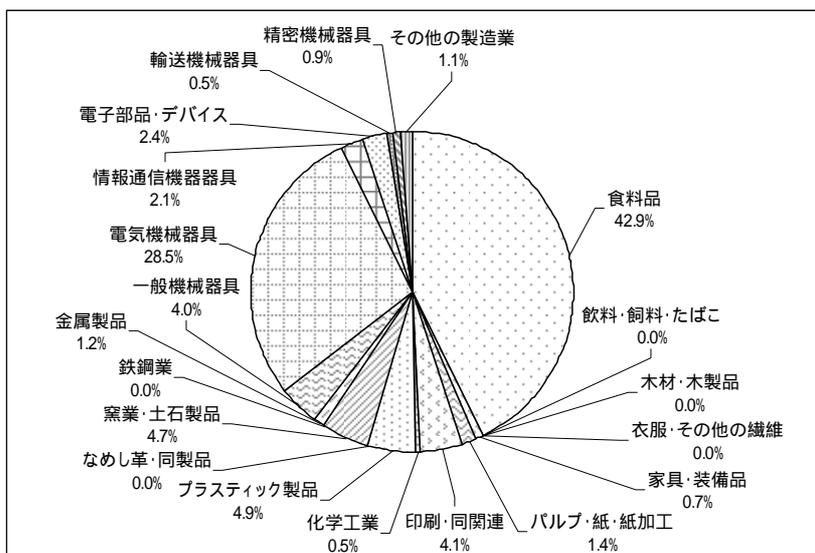
資料：事業所・企業統計調査

工業

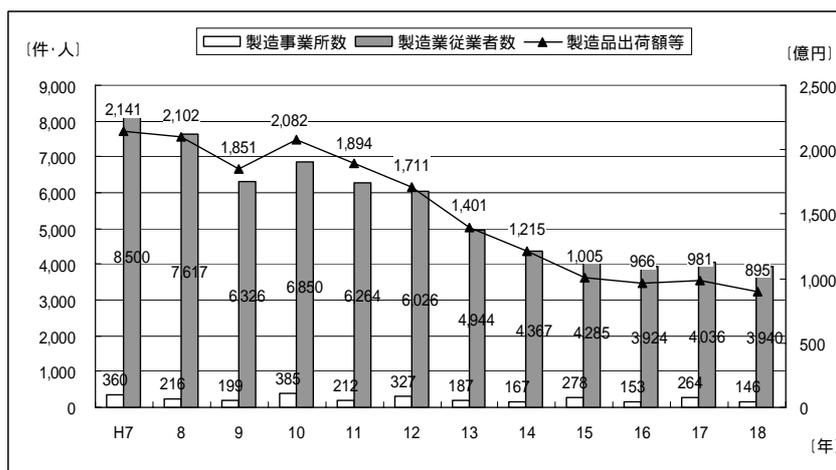
平成 18 年における「業種別製造品出荷額等の内訳」について業種別にみると、食料品製造業が 42.9%で最も多く、次いで、電気機械器具製造業の 28.5%となっており、この 2 業種で全体の 7 割を占めています。

「製造事業所数・製造業従業者数・製造品出荷額等の推移」をみると、平成 18 年における製造事業所数は、146 件であり、平成 10 年の 385 件から大きく減少しています。製造業従業者数は、平成 18 年は 3,940 人であり、平成 7 年の 8,500 人から大幅に減少しています。製造品出荷額等は、平成 18 年に 895 億円となっており、平成 7 年の 2,141 億円から大幅に減少しています。

業種別製造品出荷額等の内訳



製造事業所数・製造業従業者数・製造品出荷額等の推移

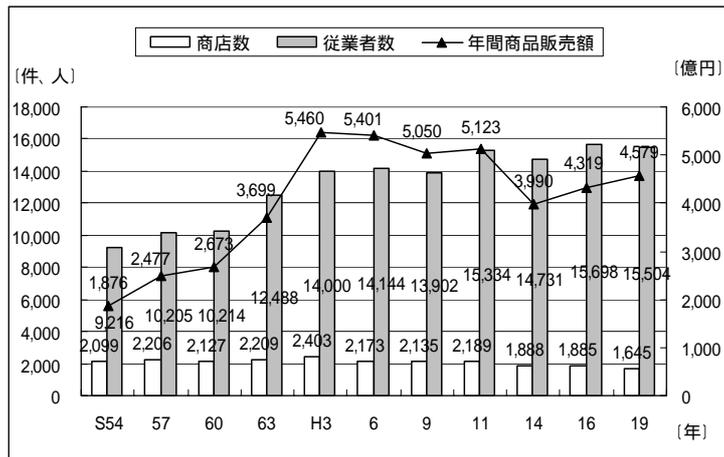


資料：工業統計調査

商業

商業の動向をみると、商店数は、平成 19 年で 1,645 件であり、平成 3 年の 2,403 件をピークとして減少傾向にあります。平成 19 年における従業者数は 15,504 人で、商店数の減少とは対照的に増加傾向にあり、商店の大規模化が伺われます。平成 19 年における年間商品販売額は、4,579 億円であり、平成 3 年の 5,460 億円をピークとして、大きく減少しています。

商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

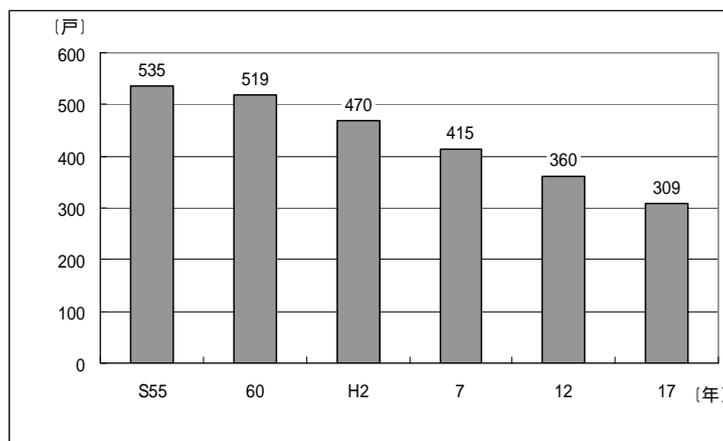


資料：商業統計調査

農業

農家戸数は、平成 17 年時点で 210 戸であり、昭和 55 年の 535 戸から一貫して減少傾向にあります。

農家戸数の推移



農家とは、調査期日における経営耕地面積を10アール以上保有しているか、又は保有経営耕地面積が10アール未満でも調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった農業を営む世帯をいいます。

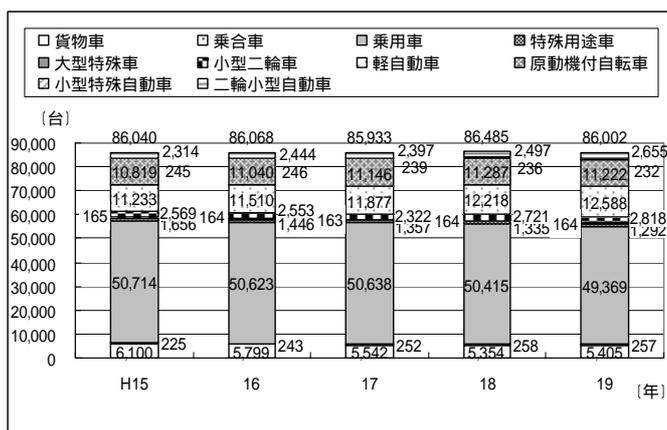
資料：農林業センサス

(4)交通

自動車保有台数

自動車保有台数は、平成 19 年時点で 86,002 台であり、平成 15 年の 86,040 台からほぼ横ばいで推移しています。自動車保有台数を車種別でみると、乗用車が最も多く、次いで、軽自動車、原動機付自転車と続いており、平成 19 年では乗用車が全体の半分以上を占めています。

登録自動車台数の推移



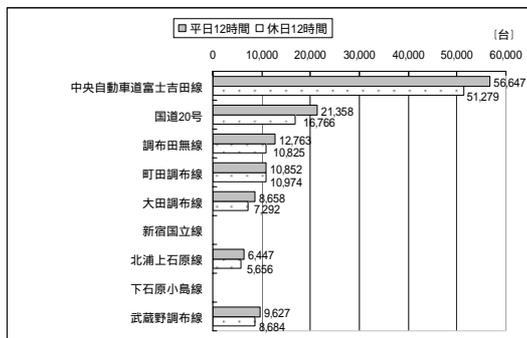
資料：関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所

道路交通量

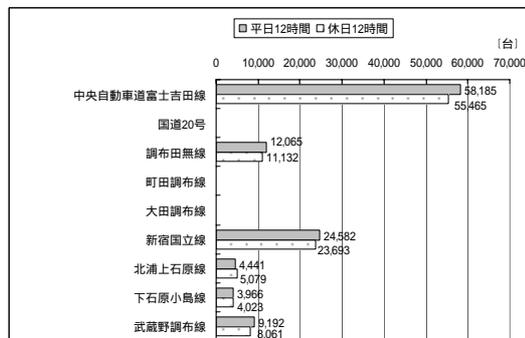
市の中央部を東西に中央自動車道及び国道 20 号が横断し、調布 I C を介して広域交通網と接続しています。

平成 17 年度における主要道路の平日 12 時間交通量は、中央自動車道で 58,185 台であり、平成 11 年度から増加傾向にあります。調布田無線及び北浦上石原線、武蔵野調布線は減少傾向がみられます。次に、平成 17 年度における休日 12 時間交通量は、中央自動車道で 55,465 台であり、平成 11 年度の 51,279 台から増加傾向にあります。調布田無線ではやや増加傾向、北浦上石原線及び武蔵野調布線では、減少傾向がみられます。

主要道路の交通量(平成 11 年度)



主要道路の交通量(平成 17 年度)



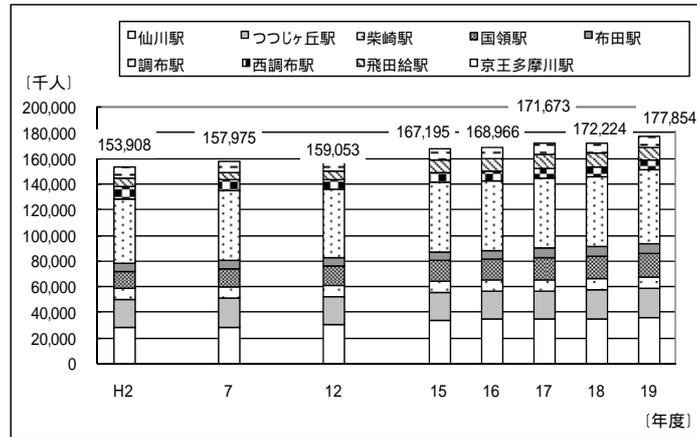
資料：道路交通量センサス(平成 11 年度、平成 17 年度)

鉄道乗降客数

京王線が横断しており、9つの駅があります。

平成19年度における一日平均鉄道乗降客数は、177,854人であり、平成2年の153,908から一貫して増加しています。

駅別鉄道乗降客数（一日平均）



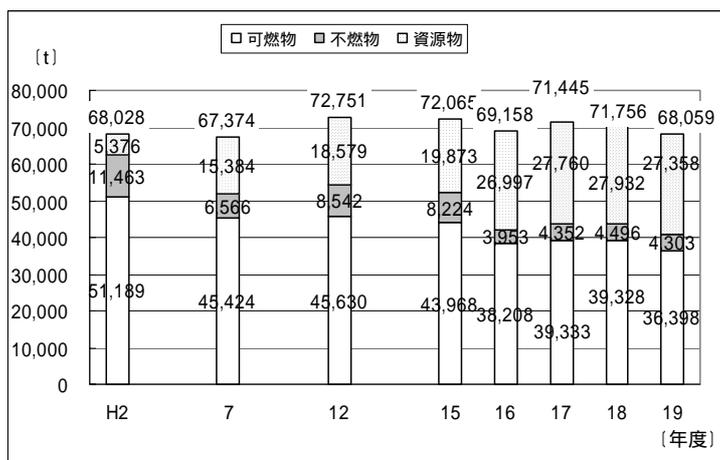
資料：京王電鉄(株)鉄道営業部営業企画課

(5) 廃棄物

ごみの総量は増加傾向にありましたが、平成 16 年度の家庭ごみ一部有料化の実施や平成 19 年 3 月末のごみ焼却施設(二枚橋衛生組合)の老朽化に伴い、焼却炉を全炉停止したことによる一層の取り組み等により、平成 19 年度のごみ総量は、68,059t となりました。

ごみ種別の排出量をみると、可燃物は、平成 19 年度に 36,398t となっており、平成 2 年度の 51,189t から大きく減少しています。不燃物は、平成 2 年度の 11,463t から平成 7 年度の 6,566t へと大幅に減少しており、その後は増減を繰り返しながら平成 19 年度には 4,303t まで減少しています。

ごみ排出量の推移



資料：環境部ごみ対策課

4 市民・事業者アンケート結果の整理

平成20年度に、無作為に抽出した市民3,000人、299の事業者を対象にアンケート調査を実施し、地球温暖化に対する意識や省エネルギー行動の実施状況等を把握しました。以下に、その結果を整理しました。

(1) 市民アンケート結果の整理

アンケート回収率
 発送数：3,000通、回収数：1,224通
 回収率：40.8%

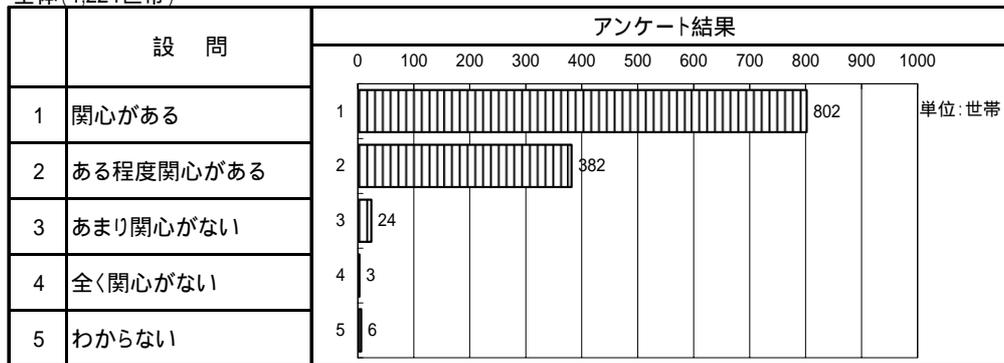
市民の地球温暖化に対する意識

地球温暖化に対する市民の意識は、「関心がある」が66%、「ある程度関心がある」が31%であり、ほとんどが地球温暖化を重要な課題として認識していることが伺えます。

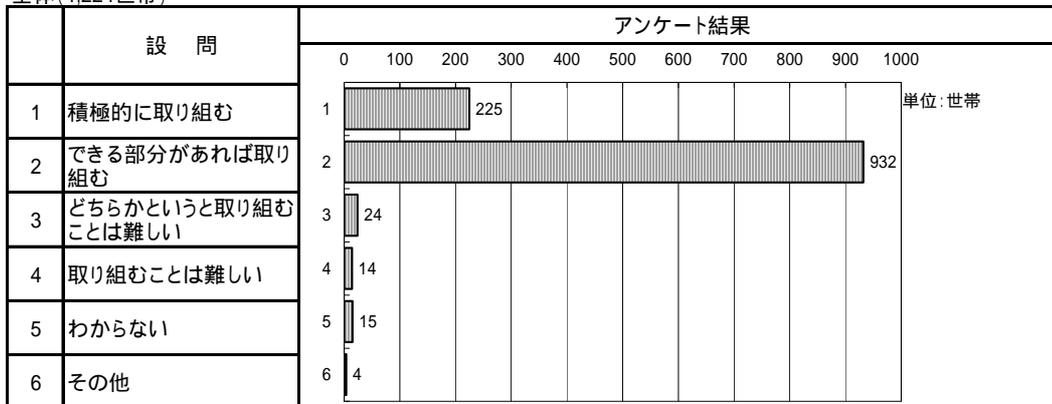
地球温暖化防止のための市民の取組姿勢は、「積極的に取り組む」が18%、「できる部分があれば取り組む」が76%と、ほとんどが何らかの対策に取り組む意向を示しています。

地球環境に配慮した生活スタイルへの重要視する点としては、「家計の負担軽減」が29%、次いで「ごみの減少」が27%で、取組に対する効果を重視する回答の割合が高くなっています。また、「簡単である、面倒でないこと」が12%、「快適な生活（今の生活）を損なわない」が10%と、負担なく取り組むことができることを条件とする回答もみられます。

設問1-1 地球の温暖化に関心がありますか
 全体(1,224世帯)

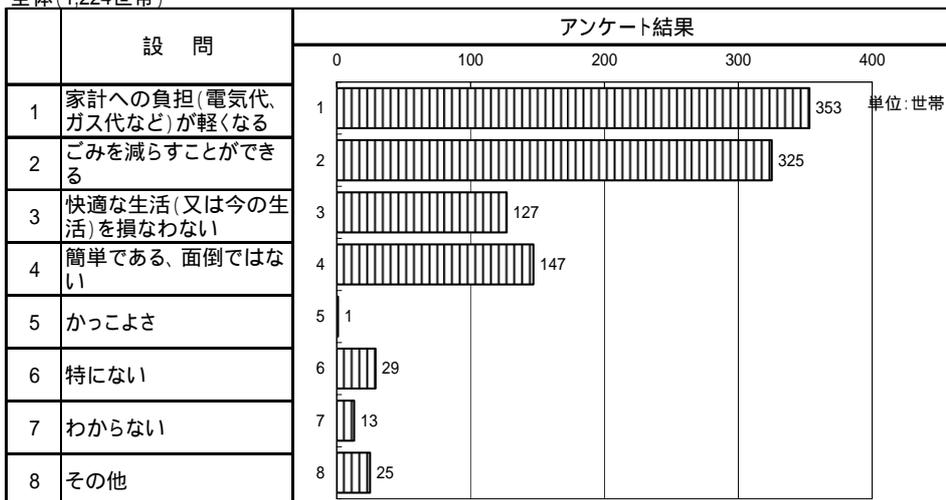


設問2-1 地球温暖化防止のため、日常生活における取り組みを行うことについて、どのように考えますか
全体(1,224世帯)



設問2-6 あなたの生活スタイルを地球環境に配慮したものへ変えていくにあたり、重要視する点は何ですか

全体(1,224世帯)

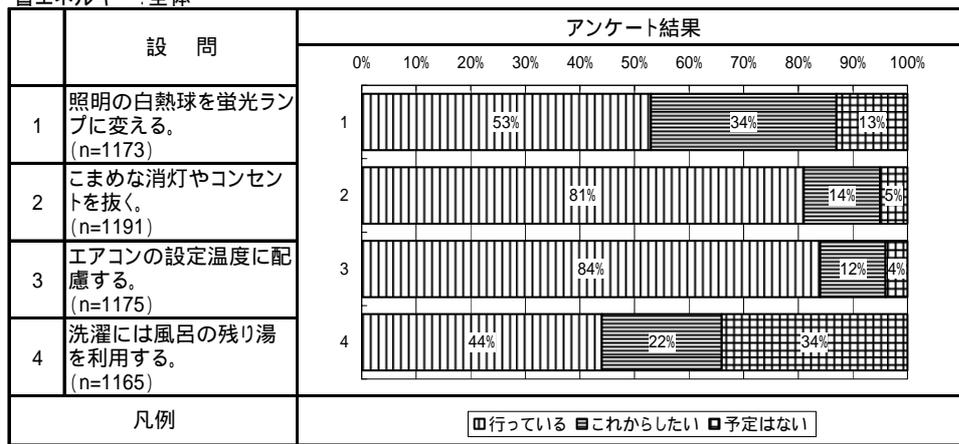


家庭における取組の実施状況

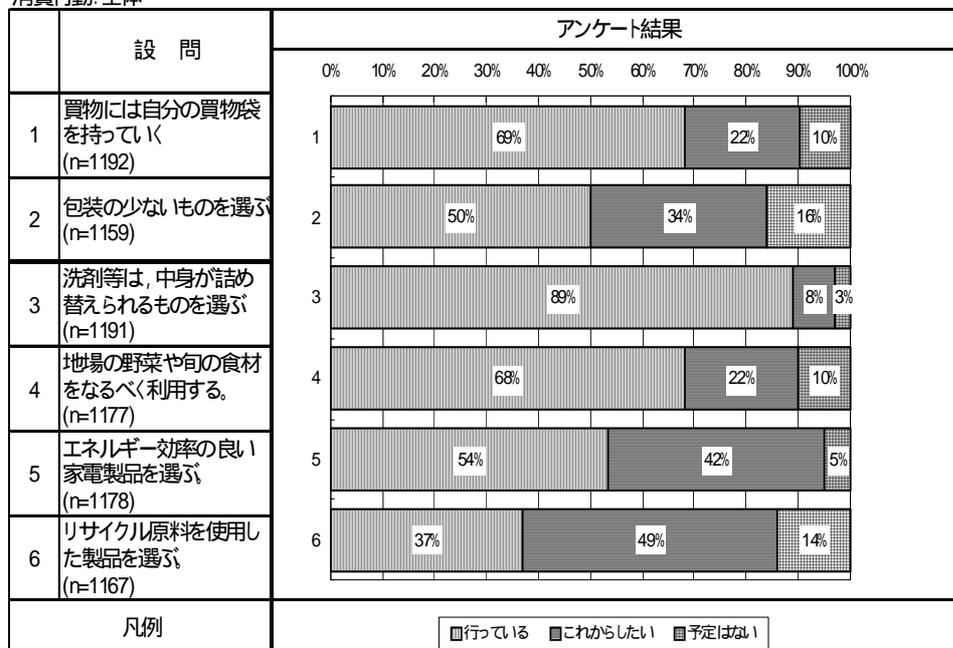
)省エネ・消費行動

省エネ、消費行動に関する取組では、「洗剤等は、中身が詰め替えられるものを選ぶ」が89%、次いで「エアコンの設定温度に配慮する」が84%、「こまめな消灯やコンセントを抜く」が81%の順に実施率が高くなっています。その他の取組は、4割～7割程度と実施率に幅があるものの、“これからしたい”という回答を合わせた場合、ほとんどの取組について、将来的には実施率が9割前後まで上昇することが期待できます。

設問2-5 あなたが地球温暖化防止のため、生活スタイルを変えたとしたら何ができますか
省エネルギー:全体



設問2-5 あなたが地球温暖化防止のため、生活スタイルを変えたとしたら何ができますか
消費行動:全体

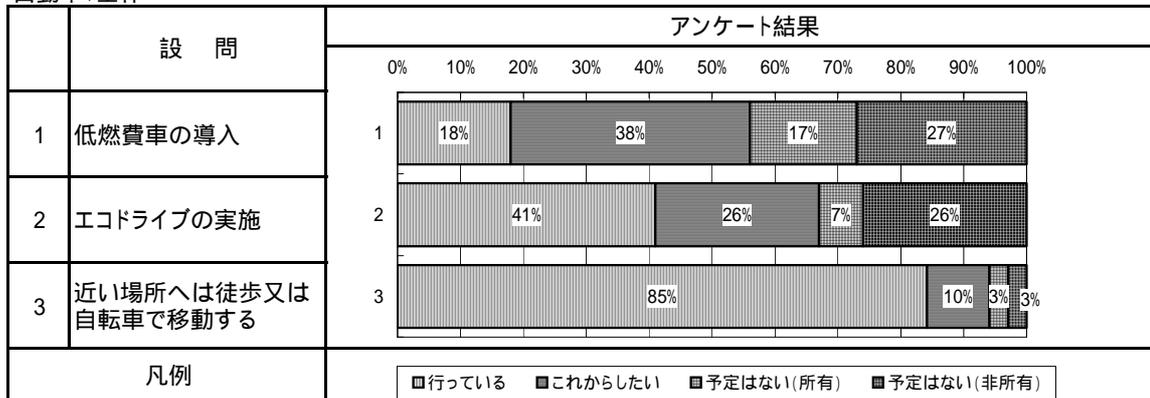


）自動車に関する取組

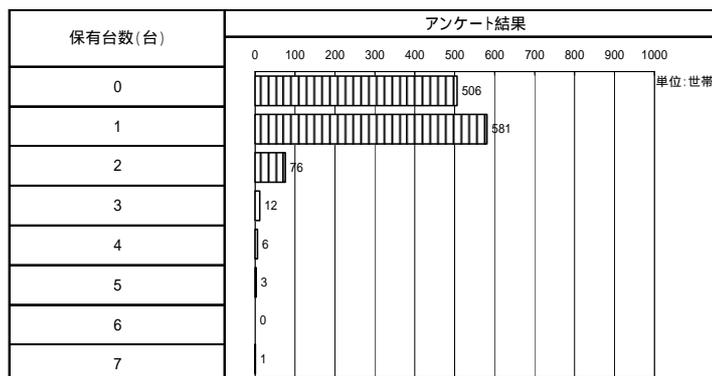
自動車に関する取組では、「近い場所へは徒歩又は自転車で移動する」が85%で実施率が最も高く、次いで「エコドライブの実施」が41%となっています。「低燃費車の導入」は18%と低くなっていますが、“これからしたい”という回答が38%あることから、5割以上の導入が期待されます。

設問2-5 あなたが地球温暖化防止のため、生活スタイルを変えたとしたら何ができますか

自動車:全体



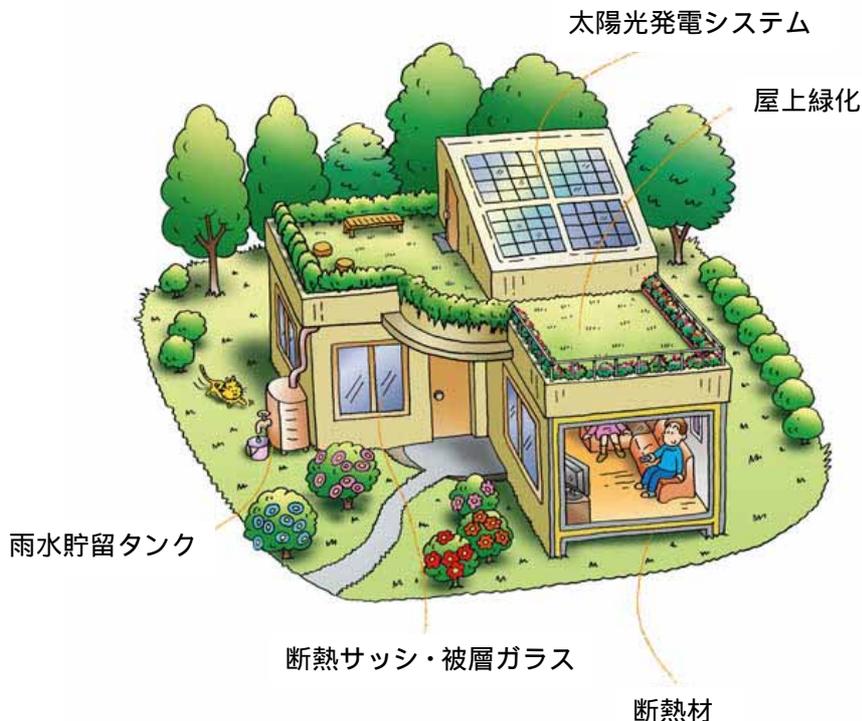
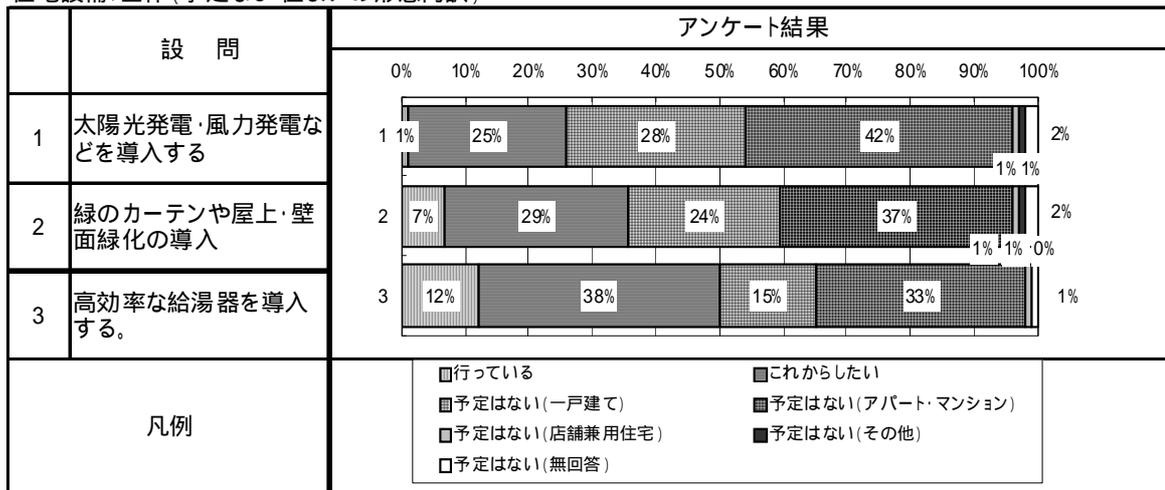
自動車の保有台数



)住宅設備への対策

住宅設備への対策では、「高効率な給湯器を導入する」が12%、「緑のカーテンや屋上・壁面緑化の導入」が7%、「太陽光発電・風力発電などを導入する」が1%と、いずれも低い実施率にとどまっています。ただし、“これからしたい”を含めた場合、高効率給湯器で50%、緑のカーテンで36%、自然エネルギーで26%の導入が期待されます。

設問2-5 あなたが地球温暖化防止のため、生活スタイルを変えたとしたら何ができますか
住宅設備:全体(予定なし-住まいの形態内訳)



エコハウスのイメージ

出典：環境省「地球温暖化パネル」

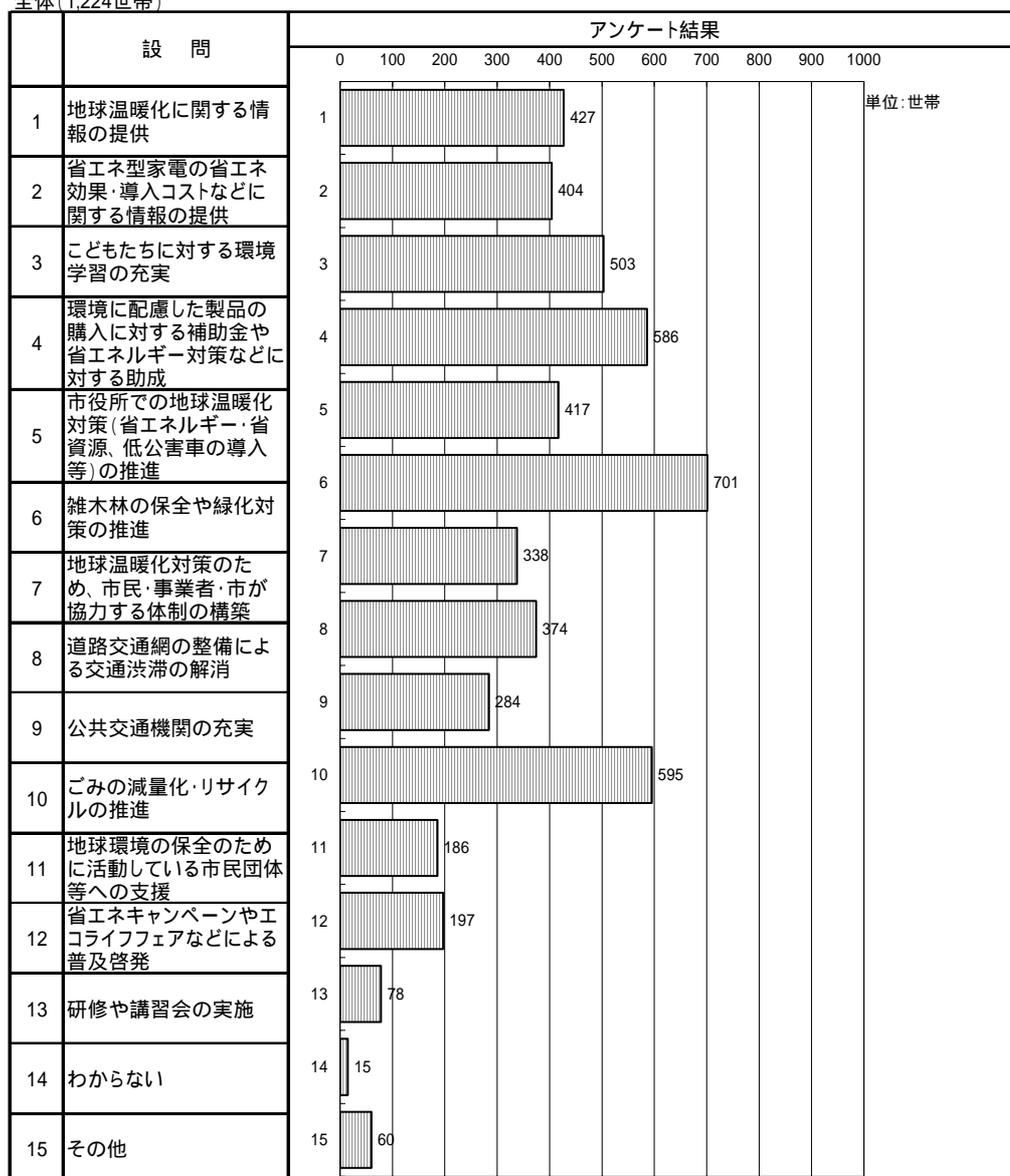
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

市の取組への意向

市の取組として市民が望むものは、「雑木林の保全や緑化対策の推進」が57%で最も高く、次いで、「ごみの減量化・リサイクルの推進」が49%、「環境に配慮した製品の購入に対する補助金や省エネルギー対策などに対する助成」が48%、「子どもたちに対する環境学習の充実」が41%の順となっています。

また、「地球温暖化に関する情報の提供」や「省エネ型家電の省エネ効果・導入コストなどに関する情報の提供」、「市役所での地球温暖化対策(省エネルギー・省資源、低公害車の導入等)の推進」、「道路交通網の整備による交通渋滞の解消」について、3割以上の要望がみられます。

設問3 地球温暖化対策について、市役所に取り組んでほしい事項に をつけてください
全体(1,224世帯)



(2) 事業者アンケート結果の整理

アンケート回収率

発送数：299 通、回収数：142 通

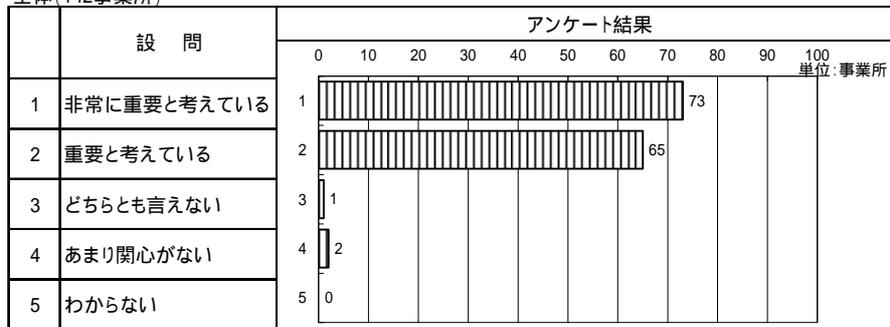
回収率：47.5%

地球温暖化に対する意識

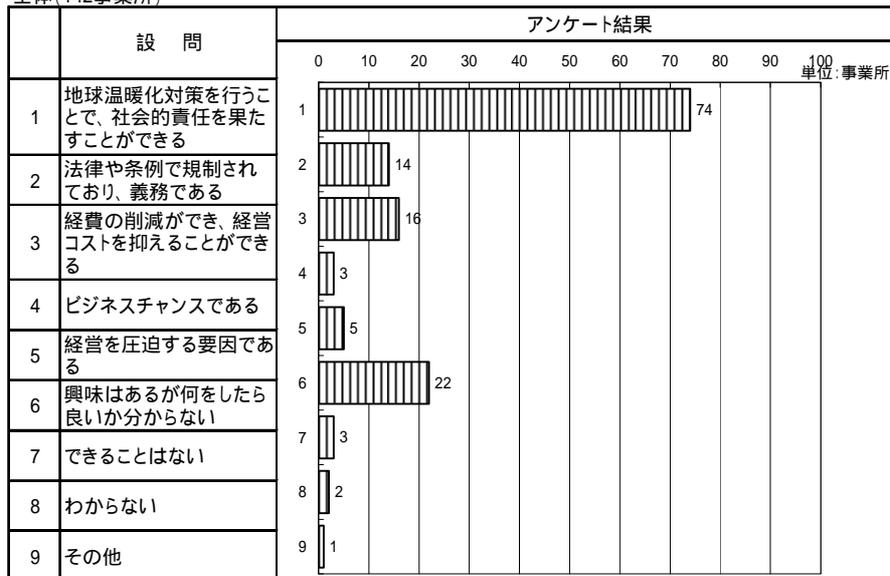
地球温暖化問題への事業者の意識は、「非常に重要と考えている」と「重要と考えている」を合わせて97%であり、認識の度合いは非常に高くなっています。

地球温暖化対策の実施については、「地球温暖化対策を行うことで、社会的責任を果たすことができる」が52%で最も高く、「法律や条例で規制されており、義務である」、「経費の削減ができ、経営コストを抑えることができる」という回答も1割程度みられます。一方、「興味はあるが何をしたらよいか分からない」という回答は、15%となっています。

問1-1 あなた(経営者)の「地球温暖化」に関する認識は次のどれにあてはまりますか。
全体(142事業所)



問1-2 貴社(このアンケートが送付された所)が事業活動を行うにあたって、「地球温暖化対策」はどのようなものとお考えでしょうか。
全体(142事業所)



事業所における取組の実施状況

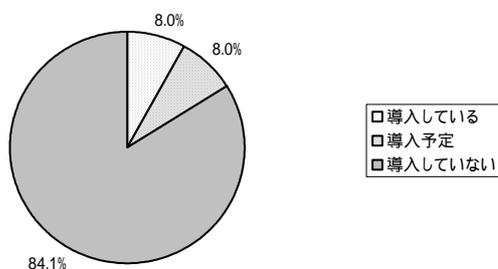
)自然エネルギー等の導入

自然エネルギー導入率は8%であり、予定している事業者も含めても2割に満たない状況となっています。導入(予定含む)している自然エネルギー機器等は、「クリーンエネルギー自動車」や「天然ガスコージェネレーション」、「太陽光発電」、「太陽熱利用」などが挙げられています。

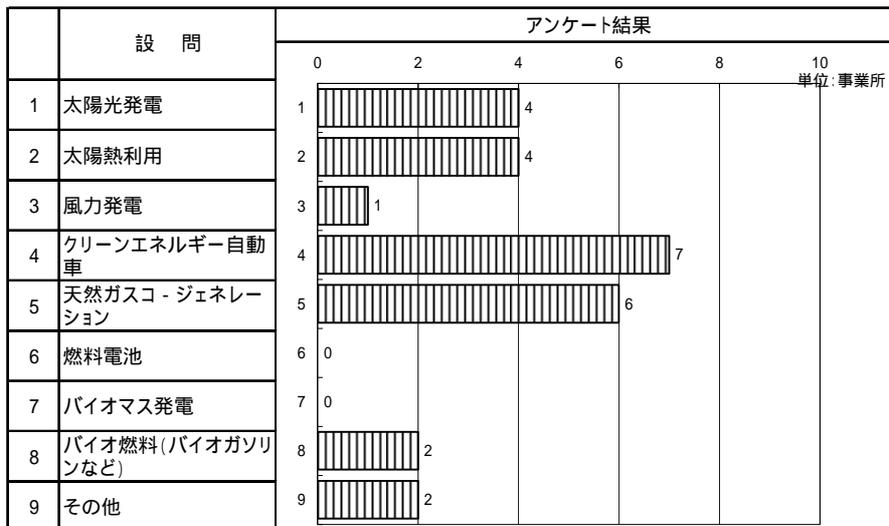
自然エネルギー等を導入していない理由としては、「費用が高い」ことを挙げる事業者が30%で最も高く、次いで、「内容を十分に知らない」が15%、「建物の所有権がない」が13%となっています。

問2 - 2 貴社が現在行っている地球温暖化対策のうち、自然エネルギー機器(太陽光や風などを利用して電気やお湯を作る機械)やクリーンエネルギー機器(従来より効率の高い方法で電気やお湯を作る機械)の導入状況についてお知らせください。

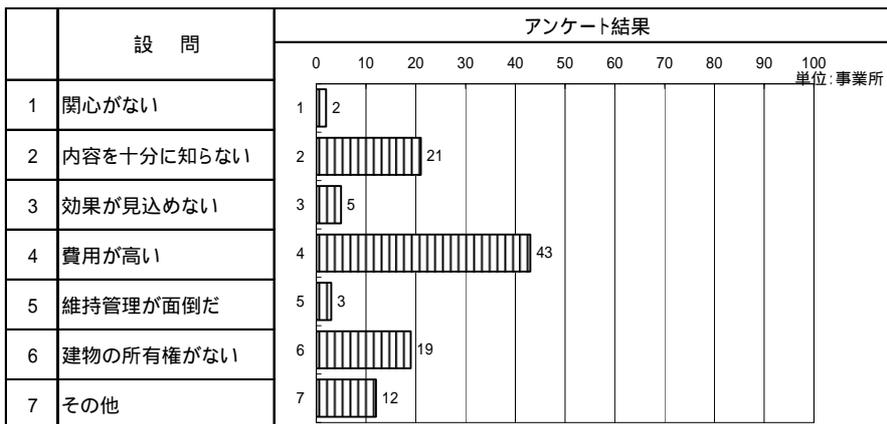
全体



導入(予定)している自然エネルギー機器やクリーンエネルギー機器はどれですか。



利用していない理由は何ですか。

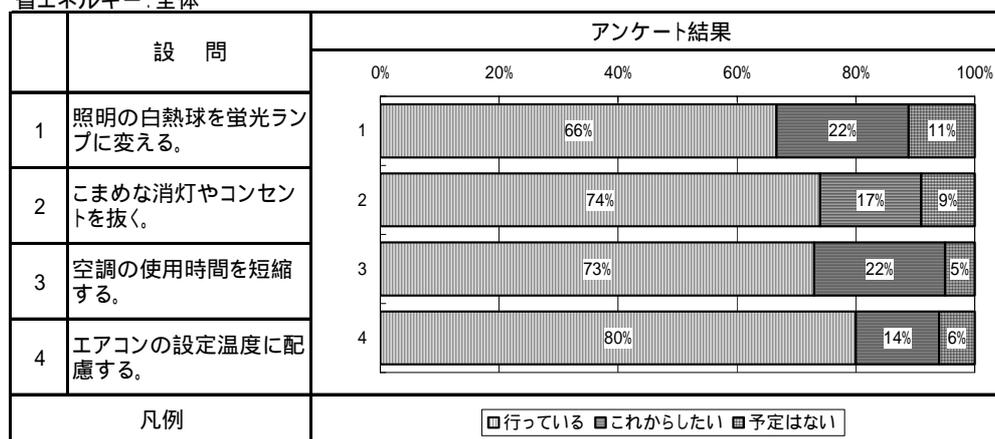


)省エネルギー

省エネに関する取組は、「エアコンの設定温度に配慮する」が80%で最も高く、その他の取組も、6割以上の実施率となっています。また、“これから取組みたい”とする回答を合わせると、将来的には、いずれの取組も9割前後の実施率となることが期待できます。

問2 - 3 地球温暖化防止のため、事業活動のスタイルを変えたら何ができますか

省エネルギー：全体

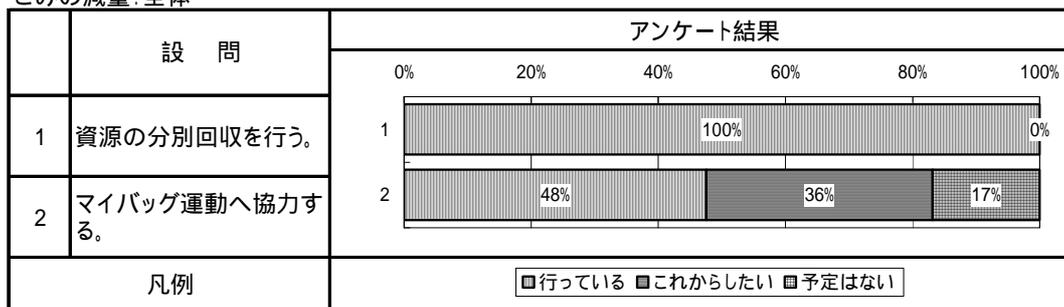


)ごみの減量

「資源の分別回収を行う」については、すべての事業者が“行っている”と回答しています。「マイバッグ運動へ協力する」の実施率は48%であり、“これからしたい”と合わせると、将来的には8割以上の実施率となることが期待できます。

問2 - 3 地球温暖化防止のため、事業活動のスタイルを変えたら何ができますか

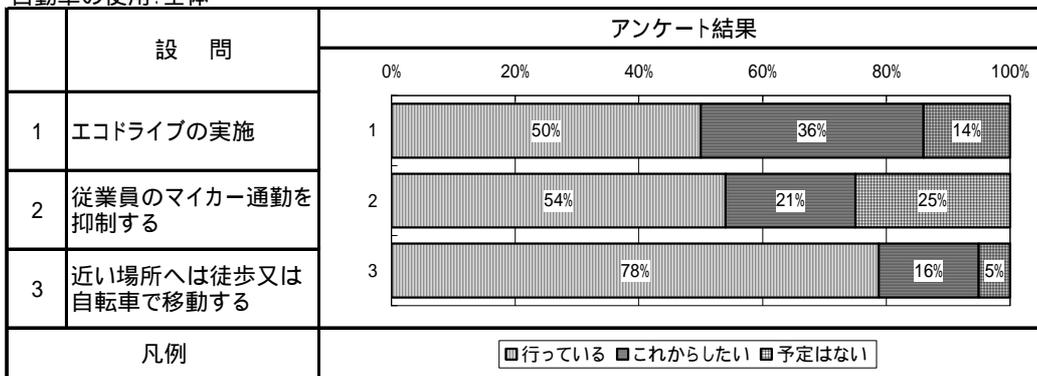
ごみの減量：全体



)自動車の使用

自動車の使用に関する取組の実施率は、「近い場所へは徒歩又は自転車で移動する」が78%で最も高く、「エコドライブの実施」及び「従業員のマイカー通勤を抑制する」は5割程度の実施率となっています。

問2-3 地球温暖化防止のため、事業活動のスタイルを変えたら何ができますか
自動車の使用:全体

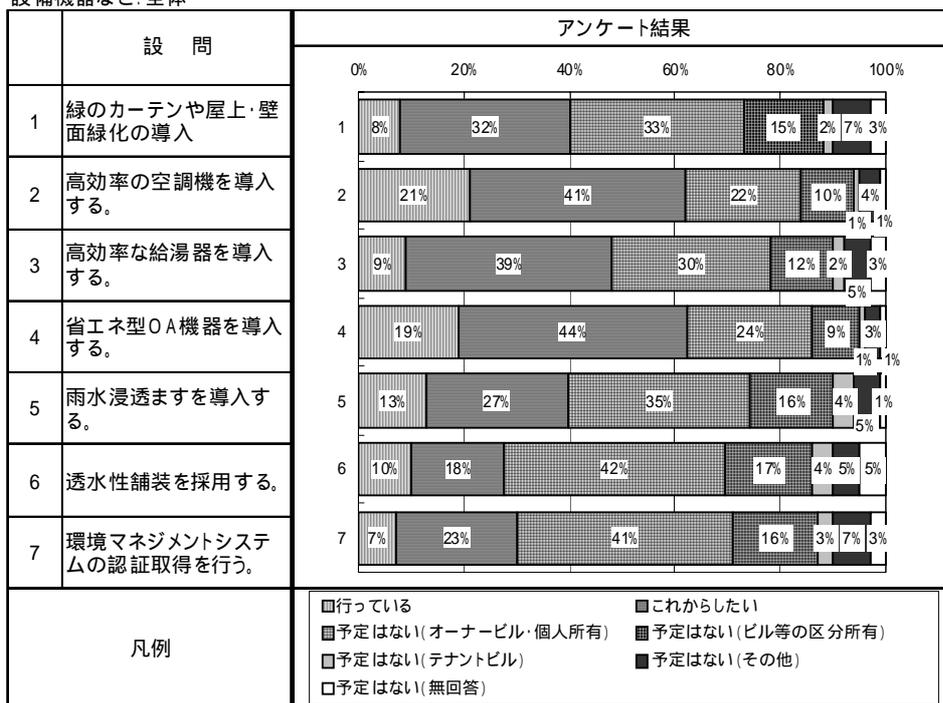


)設備機器への対策

設備機器への対策の実施率は、「高効率の空調機を導入する」が21%、次いで「省エネ型のOA機器を導入する」が19%、「雨水浸透ますを導入する」が13%となっています。

設備機器への対策として、“これからしたい”とする回答と合わせてみると、将来的には、高効率空調機、省エネ型OA機器に関して、6割程度の導入が期待できます。また、緑のカーテンや高効率給湯器、雨水浸透ますの導入率は、4割~5割程度に上昇することが見込まれます。

問2-3 地球温暖化防止のため、事業活動のスタイルを変えたら何ができますか
設備機器など:全体

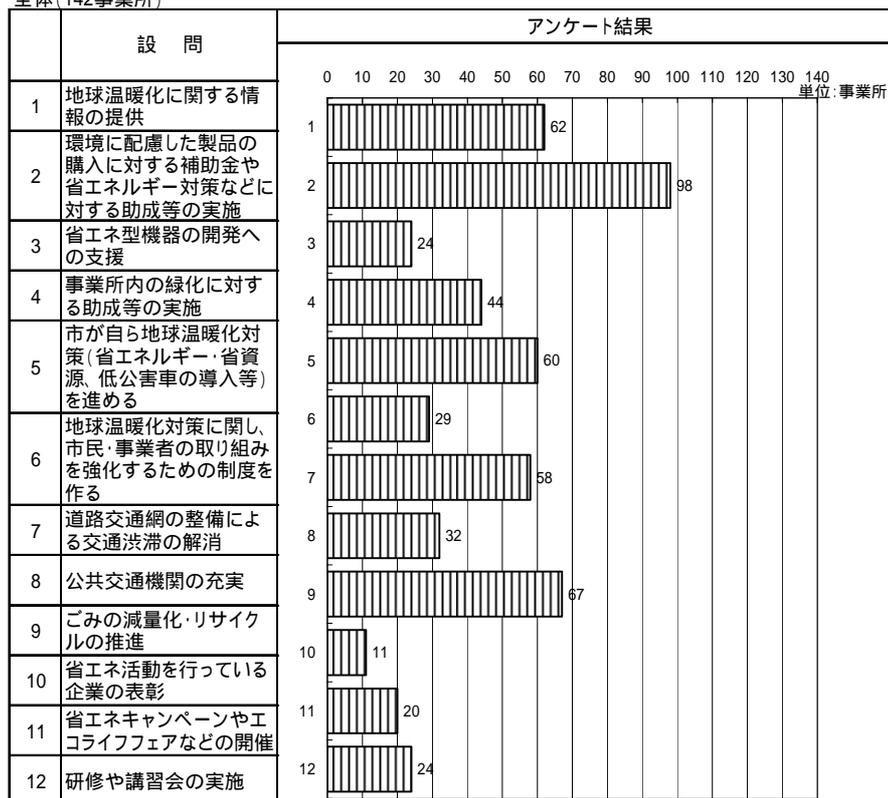


市の取組への意向

市の取組として事業者が望むものは、「環境に配慮した製品の購入に対する補助金や省エネルギー対策などに対する助成等の実施」が69%で最も高く、次いで、「ごみの減量化・リサイクルの推進」が47%、「地球温暖化に関する情報の提供」が44%、「市が自ら地球温暖化対策（省エネルギー・省資源、低公害車の導入等）を進める」が42%、「道路交通網の整備による交通渋滞の解消」が41%となっています。

問3 - 1 地球温暖化対策について、市に取り組みで欲しい事項に をつけてください。

全体(142事業所)



5 具体的な施策のCO₂削減量の試算根拠

	施策	算定方法
1	<p>ちょうふエコライフの推進</p>	<p>【ちょうふエコライフ活動の主な取組項目による削減量】 <前提条件(仮定)> 「調布市地球温暖化防止意識調査報告書(平成21年3月)(以下「報告書」といいます。)」の「市民アンケート」「問2-5」で「これからしたい」と回答した市民の割合(以下「市民期待数値」といいます。)アンケート調査の質問項目にない取組については、同設問「省エネルギー:全体」で「これからしたい」回答した平均値(以下「市民平均数値」といいます。) 引用数値(出典) 「家庭の省エネ大辞典」(省エネルギーセンター) 「めざせ1人1日1Kg削減」(チーム・マイナス6%) 「家庭でできる取組み10項目」(全国地球温暖化防止活動推進センター) 「CO₂を減らす方法21ヶ条」(あいちエコチャレンジ21) 「エコット家計簿」(エコット政策研究センター) 市の世帯数:102,851世帯 出典:温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版 「エコドライブの実施」は市の自動車(乗用車・軽自動車)保有台数61,957台で計算(出典:参考資料3市の社会的特性(4) H19年の数値) 計算方法 $\times \times$ 報告書の市民期待数値(もしくは市民平均数値)</p> <p>【エコドライブ促進事業の実施による追加削減量】 <前提条件(仮定)> 促進事業により、上記のエコドライブの実施に加えて、さらに10%の市民が実施する。 エコドライブの年間削減効果:344.2 Kg-CO₂ 出典:「家庭の省エネ大辞典」(省エネルギーセンター) 市の自動車(乗用車・軽自動車)保有台数:61,957台 出典:参考資料3市の社会的特性(4) H19年の数値 計算方法 $\times \times 10\%$</p> <p>【ノーマイカーデーの実施による追加削減量】 <前提条件(仮定)> 年間で1人(1台)が通勤(通学)で5,000Km走行する。ノーマイカーデーを月に2回実施する(ビジネスデー年間240日、そのうち月2回で24/240=1/10)。車を保有する市民の30%が参加する。 自動車の1Km当たりのCO₂排出量:0.237Kg-CO₂ 出典:「エコット家計簿」(エコット政策研究センター) 市の自動車(乗用車・軽自動車)保有台数:61,957台 出典:参考資料3市の社会的特性(4) H19年の数値 計算方法 $\times \times 5,000 \text{ km} \times 1 / 10 \times 30\%$</p> <p>【レジ袋削減の取組みによる追加削減量】 <前提条件(仮定)> 市域で80%削減する。 1人あたりの年間レジ袋使用枚数:260枚 出典:EICネット レジ袋1枚当たりのCO₂排出量:62g-CO₂ 出典:「我が家の環境大臣」(環境省) 調布市人口:216,909人 出典:温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版 計算方法 $\times \times \times 80\%$</p>

2	省エネ機器・設備の導入促進事業	<p>【主な省エネ機器・設備の削減量】 <前提条件（仮定）> 報告書の「市民アンケート」に関する設問の市民期待数値。アンケート調査の質問項目にない取組については、市民平均数値。 引用数値（出典） 「ふたりで始める環のくらし」（環境省） 「これからのライフスタイル・環のくらし」（環境省） その他メーカーHP、カタログ等 市の世帯数：102,851世帯 出典：温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版 「エコカーに替える」は市の自動車（乗用車・軽自動車）保有台数：61,957台で計算（出典：参考資料3市の社会的特性(4) H19年の数値） 計算方法 $\times \times$ 報告書の市民期待数値（もしくは市民平均数値）</p> <p>【エコカー導入促進の取組による追加削減量】 <前提条件（仮定）> エコカー導入促進の取組により、「エコカーに替える」に加え10%の市民が導入する。 エコカーの年間削減効果：732.0Kg-CO₂ 出典：「これからのライフスタイル・環のくらし」（環境省） 市の自動車（乗用車・軽自動車）保有台数：61,957台 出典：参考資料3市の社会的特性(4) H19年の数値 計算方法 $\times \times 10\%$</p>
3	エコオフィスの普及・拡大	<p>【エコオフィス活動の主な項目による削減量】 <前提条件（仮定）>：報告書の「事業者アンケート」問2-2及び問2-3で、「これからしたい」と回答した事業者の割合（以下「事業者期待数値」といいます。）。アンケート調査の質問項目にない取組については、同設問の「省エネルギー全体」で「これからしたい」回答した平均値（以下「事業者平均数値」といいます。） 引用数値（出典） 「中小企業向けやさしいCO₂削減シート」（埼玉県） 「中央環境審議会地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会」資料」（平成13年） 市の事業所数：6,716事業所 出典：参考資料3市の社会的特性(3) H19年） 「エコドライブの実施」「エコカーに替える」は、市の自動車保有台数(貨物車・乗合車・特殊用途車・大型・小型特殊車)7,350台で計算（出典：参考資料3市の社会的特性(4) H19年） 計算方法 $\times \times$ 報告書の事業者期待数値（もしくは事業者平均数値）</p> <p>【自動販売機の省エネ化の推進】 <前提条件（仮定）> 市域の50%が省エネ型に転換する。 省エネ型自動販売機の削減効果：1003kg-CO₂ 出典：「中央環境審議会地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会」資料」（平成13年） 市の自動販売機台数：3,029台 出典：調布市自動販売機調査報告書(平成16年) 計算方法 $\times \times 50\%$</p>

<p>4</p>	<p>大規模事業所の CO₂削減の推進</p>	<p><前提条件(仮定)>東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により以下の事業所がそれぞれ25%削減する。</p> <p>想定される大規模事業所 市役所本庁舎・文化会館たづくり・グリーンホール・総合福祉センター (独)宇宙航空研究開発機構調布航空宇宙センター 国立大学法人電気通信大学 キューピー(株)仙川工場 調布パルコ みずほ信託銀行東京情報センター アフラックスクエア 調布センタービル 中央三井信託銀行調布センター (株)イトーヨーカ堂国領店 マニユライフ国領ビル 鹿島建設(株)技術研究所西調布実験場 島田理化工業(株)本社及び東京製作所</p> <p>計算方法 想定される大型事業所からの排出量 × 25%</p>
<p>5</p>	<p>公共施設のエネルギー削減活動</p>	<p><前提条件(仮定)>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)により、毎年1%削減を10年間継続する。</p> <p>調布市公共施設の排出量：約9,000 t-CO₂ 出典：調布市地球温暖化対策実行計画(平成16年度) 市役所本庁舎・文化会館たづくり・グリーンホール・総合福祉センター、クリーンセンターを除く</p> <p>計算方法 × 1% × 10年間</p>

6 用語集

あ行

一酸化二窒素(N₂O)

麻酔作用があり、全身麻酔に使われる。京都議定書において削減の対象となっている。

雨水浸透ます

コンクリート性の筒に多数の穴を開け、雨水の地下浸透を促す設備。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。

LED(Light Emitting Diode)

「発光ダイオード」と呼ばれる、電気を流すと発光する半導体の一種。特殊な構造をもつ物質に与えた電気エネルギーが、直接光に変わるといふ仕組みの光源。長寿命に加え、小電力でも点灯可能なため、省エネや環境への配慮に貢献している。

オゾン層

地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収するオゾンの層。地球上の生物を保護する役割を果たしている。

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質のこと。温室効果ガスは、本来、宇宙空間に逃げる太陽の熱を地表面に戻すことから、地球の気温が上昇する現象を温室効果という。温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PHFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)が代表的な物質として挙げられる。

か行

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態。利用者は、自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要な時にその団体の自動車を借りることで、利用者本人の経費節減だけでなく、自動車による環境負荷を低減する効果がある。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガスなどの有機物燃料の総称。

気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約)

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため平成 4(1992)年 5 月に採択され、平成 6(1994)年 3 月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

環境マネジメントシステム(EMS)

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Act)を行う仕組み(PDCA サイクル)のこと。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指す。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成 9(1997)年 12 月 11 日に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。平成 17(2005)年 2 月に発効された。

京都議定書では、先進国に対し平成 20～24

(2008～2012)年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2(1990)年比で、5.2%削減することを義務付けている(日本は6%)。削減数値目標を達成するために、京都メカニズム(柔軟性措置)を導入している。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、平成17(2005)年4月に閣議決定された、京都議定書による我が国の6%の削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。平成14～16(2002～2004)年、17～19(2005～2007)年、20～24(2008～2012)年の3ステップで進められ、平成20年3月に改正版が発表されている。

京都メカニズム

京都議定書において導入された、国際的に協調して数値目標を達成するための制度で、国際排出量取引(International Emissions Trading)、共同実施(JI:JointImplementation)、クリーン開発メカニズム(CDM:Clean Development Mechanism)の3種類がある。

高効率給湯器

従来方式に比べて省エネルギー性能が優れた給湯器。大気中の熱のエネルギーを汲み上げ、圧力をかけて高温化し、熱交換をすることで水をあたためるCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器や、排気ガス中の水蒸気を凝縮する際に出る熱(潜熱)を回収する潜熱回収型給湯器等がある。平成20年度に経済産業省が実施している補助事業では、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器は、CO₂冷媒を使用し、年間給湯効率を一時エネルギーに換算した値が1.1以上であること等が基準となっている(家庭用)。潜熱回収型給湯器は、潜熱を回収するための熱交換器を備えていること、熱効率が90%以上であること等が基準となっている。

さ行

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

省エネルギー診断

建物・ビル・工場など、建物の仕様や設備システム及び現状のエネルギー使用量にいたる各々について調査を行い、詳細な分析のもとで、各建物に合った省エネルギー手法を提案するサービス。

新エネルギー

石油や石炭などの従来型エネルギーに代わり、今後の利用拡大が図られているエネルギーの総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱等。

森林吸収源

森林を構成する樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝に蓄え成長する。温室効果ガスの濃度を安定化させるためには、排出される二酸化炭素の量と吸収される二酸化炭素の量とが均衡することが必要となる。京都議定書では、森林の二酸化炭素吸収量を排出削減目標へ計上することが可能で、新規植林(過去50年間森林がなかった土地に植林)、再植林(1990年に森林でなかった土地に植林)、森林経営(適切に整備されている森林)の3種類が森林吸収源として認められている。

3R

リデュース(ごみを減らすこと)、リユース(使えるものは繰り返し使うこと)、リサイクル(ごみを資源として再び利用すること)の頭文字のRをとって3Rと総称する。

た行

太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、本来、地表の温度を生物の生存に適した温度を保つ効果を持つが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加することで、地球の平均気温が上昇している状態。

地球温暖化係数

温室効果ガスは種類によって温室効果の強さが違い、赤外線の吸収能力が高いほど、また、大気中に残っている期間が長いほど、そのガスの温室効果が強くなる。個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素の効果に対して相対的に表す指標が、地球温暖化係数。二酸化炭素の温室効果を1としたとき、100年間の地球温暖化係数で比較すると、同一重量にしてメタンは二酸化炭素の約21倍、一酸化二窒素は約310倍、フロン類は数百～数万倍となる。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

な行

二酸化炭素(CO₂)

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。

ノーマイカーデー

特定の日や曜日を設定し、自動車の利用を自粛する取組のこと。

は行

ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

いわゆる代替フロン的一种。クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の代替物質として使用される。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。家庭用冷蔵庫やカーエアコンの冷媒等に使用されている。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

パーフルオロカーボン類(PFCs)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。洗浄剤や溶剤の揮発の他、半導体の加工等でも排出される。

排出係数

活動の1単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。活動量(例：電気やガスなどの使用量)に排出係数と地球温暖化係数を乗じると、その活動に対する温室効果ガスの排出量を算出することができる。各活動内容により異なり、我が国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づいて算出・公表した値が用いられているが、その地域独自の排出係数がある場合は、その値を使用することも可能。

フードマイレージ

輸入食糧の総重量と、輸送距離を掛け合わせ

たもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料やCO₂の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

壁面緑化

建築物等の構造物の表層に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。

ま行

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。環境技術としては壁面緑化にあたるもので、「緑のカーテン」という呼称は、主に個人や市民ベースの省エネルギー運動の範囲での比較的小規模な構造物を指すことが多い。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。平成19(2007)年度から東京都市長会、特別区長会、東京都町村会の主催、(財)東京都市町村自治調査会、(財)特別区協議会の企画運営にて実施している。

メタン(CH₄)

天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中に含まれる無色、無臭のガス体。メタンそのものには毒性はないが、地球温暖化物質の1つで、京都議定書において削減の対象となっている。

ろ行

六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体で、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

登録番号

(刊行物番号)

2009-267



調布市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

発行日 平成 22年 3月

発 行 調布市

編 集 環境部環境政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7086 ~ 7 FAX 042-481-7550

E-mail kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp

